

共立信用組合

DISCLOSURE

令和6年度の現況

2025



KYOSHIN
SINCE 1953

あなたの街のパートナー

OTA, TOKYO, JAPAN

INDEX



ごあいさつ	2
経営理念	3
経営方針	3
経営環境	3

A

令和6年度の業績	4
法令等遵守体制	4
リスク管理体制	5
個人情報について	6-7
当組合のマネーローディング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について	8
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	8
苦情処理措置	9
紛争解決措置	9
きょうしんのあゆみ	10
トピックス	11
当組合の行事など	12
総代会及び総代について	13
総代のご紹介	14

B

主要な事業の内容	15-16
----------	-------

C

財務諸表(1)	17-18
財務諸表(2)	19-20

D

経営諸比率(1)	21-22
経営諸比率(2)	23

E

預金	24
----	----

F

貸出金(1)	25-26
貸出金(2)	27

G

リスク管理債権	28
---------	----

H

自己資本およびリスク状況について(1)	29-31
自己資本およびリスク状況について(2)	32-34
自己資本およびリスク状況について(3)	35
自己資本およびリスク状況について(4)	36

I

地域貢献について	37
地域密着型金融について(1)	38
地域密着型金融について(2)	39
地域密着型金融について(3)	40
地域密着型金融について(4)	41

J

ホームページ・報酬体系について	42
ネットワーク・店舗一覧	43
役員一覧	44
組織図	44
項目別一覧	45

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J



KYOSHIN DISCL

ごあいさつ

組合員を始めお取引先の皆様には、平素より共立信用組合に対しまして暖かいご支援とご愛顧を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

今年度も当組合の経営内容について、皆様に正確にお知らせ申し上げるため「2025ディスクロージャー誌」を作成しましたので、ご高覧賜り一層のご理解を深めていただきますようお願い申し上げます。

さて令和7年度は第七次中期3ヵ年経営計画の中間年度になります。共立信用組合は今後とも、ふれあいを大切にしたい、きめ細やかな訪問営業によって、何でも相談に乗れる心の通った、役に立ち、頼りになる、堅い経営の、地域になくてはならない安心安全な金融機関として、組合員皆様の事業の発展、生活の向上、地域社会の繁栄に引き続き貢献してまいります。

現在の経済・金融情勢下において、当組合はこれまで以上に事業者支援・生活者支援充実を最重要課題としており、特に事業者様へのご支援においては、経営課題を的確に把握し、資金面のみならず、積極的にコミュニケーションを図りながら、販路拡大・経営改善・事業継承などについて、コンサルティング機能を発揮し、長期的に寄り添った課題解決に努めてまいります。

地域の皆様とこれまで以上の信頼関係を築いていきたいと存じますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

共立信用組合

理事長 鈴木 孝一

OSURE 2025

経営理念

共立信用組合は、地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨としたきめこまかな金融等のサービスを通じて、地域中小・小規模企業の経済力の向上ならびに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献し、地域になくてはならない組合となることをめざします。

経営方針

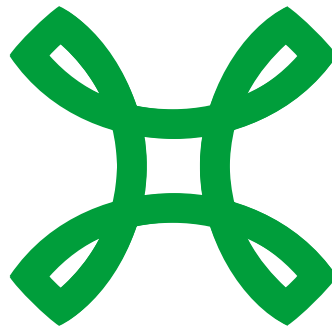
1. 健全経営に徹し、組合員および地域社会の人々に信頼され、親しまれる経営を行います。
2. 組合員および地域社会の人々と経済的繋がり他に、人と人との心のふれあいを大切にした心の通う人間尊重の経営を行います。
3. 組合員および地域社会の人々に対し、金融の円滑化に寄与するとともに良質な金融等のサービスの提供に努めます。
4. 組合員および地域社会の人々とコミュニケーションを重視するとともに、経営情報などの積極的開示による透明な経営を行います。
5. 強固な経営基盤の構築により、社会的責任の遂行と併せて役職員の幸福を創造し、健全性維持のため適正利益の確保と自己資本の充実を図ります。
6. 法令遵守ならびにリスク管理体制の徹底を図ります。
7. 組合の使命感に徹し、組合員ならびに地域社会の人々の信頼に応える人材育成をめざし、明るい意欲と協調に富んだ職場をつくります。

経営環境

令和6年度の我が国経済を振り返りますと、令和6年4～6月期は、自動車生産体制の正常化が進み輸出を押し上げ、個人消費や設備投資も好調だった結果、実質GDP成長率はプラス2.9%のスタートとなり、7～9月期は、物価高と台風による一部工場の稼働停止や巨大地震への警戒などが経済活動を下押ししたものの、所得環境の改善などを背景に個人消費などの回復が続いて実質GDP成長率はプラス1.2%となりました。10～12月期は、輸出や設備投資などが増加した一方、輸入の減少がGDP成長率を大きく押し上げ、実質GDP成長率はプラス2.2%となり、令和7年1～3月期は、物価高の影響から個人消費が振るわず速報値で0.7%のマイナス成長となりましたが、令和6年度の通期ではプラス0.8%と4年連続のプラスになることが予想されております。

令和6年度は、日銀がゼロ金利政策を転換し「金利ある世界」となったことや、円安等による自動車や半導体など輸出企業の好決算が目立ちましたが、今後は米国関税政策による影響が、私たちの課題になっていくと思われます。目の前の課題と、進むべき未来をしっかりと見据えて、私たちの強みを活かして努力することで、必ずや道は開けると私は固く信じております。

このような環境の中で、当組合は今後とも、ふれあいを大切にした、きめ細やかな訪問営業によって、何でも相談に乗れる心の通った、役に立ち、頼りになる、堅い経営の、地域になくてはならない安心安全な金融機関として、組合員皆様の事業の発展、生活の向上、地域社会の繁栄に引き続き貢献してまいります。



令和6年度の業績

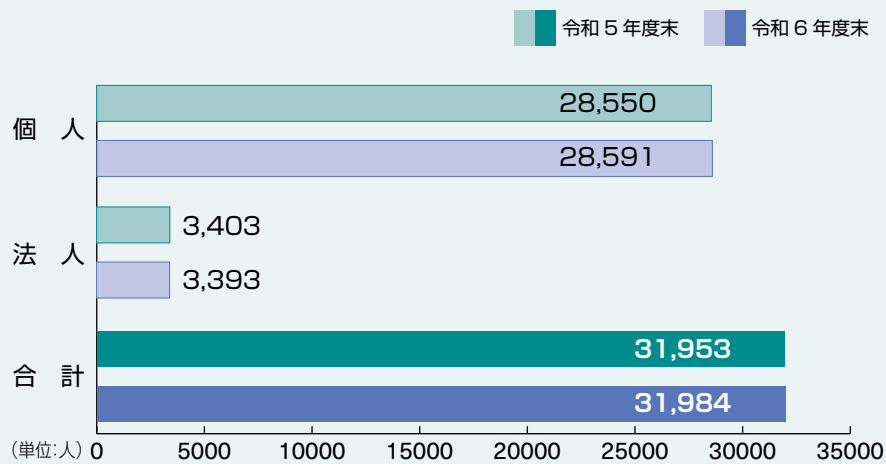
令和6年度は、適法な経営の実施、適切なリスク管理の強化、適正な利益の確保を組合の基本方針として、健全で信頼性の高い、地域に密着した組合作りを推進いたしました。

当組合令和6年度の業績は、預金においては期末残高169,687百万円・前年度対比4,879百万円の増加となり、貸出金においては期末残高80,148百万円・前年度対比415百万円の減少となりました。

収益においては、有価証券の効率的運用や経費抑制などにも努めました結果、当期利益は316百万円となり、令和6年度事業計画で定めた目標利益をおかげさまで達成することが出来ました。

自己資本比率につきましては、自己資本の額を230百万円積み増して111億21百万円となり、引き続き国内金融機関の健全性基準値である4%を大きく上回る水準の10.34%となっており、令和6年度も普通出資配当率は従来同様3.0%と致しております。

組合員の推移



法令等遵守体制

法令等の遵守は当組合の事業運営の基本であり、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命に鑑み、法令等を遵守し、誠実かつ公正な業務運営と常にコンプライアンスを重視した職場風土の醸成に努めております。

そのため、営業店にはコンプライアンス担当者(責任者)を配すると共に、本部にはコンプライアンス担当部署を設置するなど意識の向上と管理体制の強化に努めております。

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展に伴い、金融機関を取り巻くリスクは高度化・複雑化しており、各業務において発生するリスクを的確に把握・分析し管理することにより、健全経営、自己資本の充実及び安定した収益を確保することが経営上不可欠となっております。

新BIS規制においても金融機関の直面するリスクをより精緻に評価し、リスク管理能力の向上を目指すとなっております。

“きょうしん”では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全経営による資本の内部留保で自己資本の充実を図りつつ、最低所要自己資本比率の確保維持と銀行勘定の金利リスク量の適正な自己管理の遂行と、それらの定性的根拠と定量的な数値においても情報開示し、リスク管理体制を整備し強化を図るため、リスク全体を網羅すべき「統括部署」を設けて一元的、横断的にリスク管理する体制とし、各種リスクについて「主管部署」から「統括部署」を経由して「管理部署」である各委員会において検討を重ね、「常勤理事会」に報告・諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。

1. 信用リスク管理について

資産の運用手段として大きなウエイトを占める貸出金取引における信用リスク管理は、経営方針並びに融資方針に基づいて特に厳正に実施しております。

- (1) 個別案件にあたっては、財務状況、業種、資金使途、返済原資、保全状況等について十分な検討を行い、与信リスクを総合的に考慮してスピーディーな審査を行っております。また、中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、継続して取引先の事業再生、経営改善について積極的に取り組んでおります。
- (2) 融資取り上げにあたっては「貸出権限規程」に基づき、営業店、本部審査部門、役員など複数部署によるチェックを行うとともに、一定金額を超える案件、異例的な案件については融資部が主管部となり、各部構成員を加えた「融資委員会」で協議を行い、更に「常勤理事会」に諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。
- (3) 大口融資を回避し、小口融資を中心に融資先の拡大を目標としております。
- (4) 厳正な自己査定を実施し、定期的に財務状況等の実態把握を行うとともに適正な償却・引当を実施しております。
- (5) 融資審査能力の向上を図るため、内部研修を実施するとともに、外部研修にも積極的に参加し、人材の育成に努めております。

2. 市場リスク管理について

余裕資金は、主に国債や地方債等の有価証券で運用しておりますが、運用には金利変動に伴う金利リスク及び株式や債券等の価格変動による価格変動リスクが伴いますので、「余資運用規程」に基づいて健全性を重視し、慎重に運用を行っております。

また、金利リスクや流動性リスク等諸リスクの管理を徹底していくために各部構成員による「ALM委員会」を設けております。

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総合企画部を主管部署として各関連部署との相互牽制のうえ管理しています。具体的には、主管部署が金利リスクの関連資料の出力をし、定期的に「ALM委員会」でモニタリング・分析の報告提言をしています。

なお、平成31年2月金融庁改正告示に基づき、平成31年3月期決算よ

り、 ΔEVE （金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの）の上方・下方パラレルシフト、スティープ化の計3種について計測、また、令和2年3月期より ΔEVE についてはフラット化、短期金利上昇・下降の計3種を加え、 ΔNII （金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額）について新たに計測しております。

3. 流動性リスク管理について

資金を効率的に運用するとともに、的確な資金ポジションを確保するため、預金貸出金を重点的に管理し、預金の支払いに支障がないよう支払準備の充実を図り、流動性資金の確保に努めております。

4. オペレーショナル・リスク管理について

従来の、コンピューターのシステム停止、誤作動、不正使用等から生じるシステムリスクや役職員の不正や過失等の不適切な事務処理により生じる事務リスクの他、法務リスク（注1）、人的リスク（注2）、有形固定資産リスク（注3）、風評リスク（注4）を加えた、これら業務の過程や役職員の活動、システムの不備や外生的な事象により生じるリスクをオペレーショナル・リスクとして統合し、各所管部が個別の管理方針・規程等に則り、適切にリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等リスク管理を行う体制を整えております。

また、その統括部門として「オペレーショナル・リスク管理委員会」を設け、管理体制の運営を厳正に検証しリスクの発生の未然防止に努めるとともに、仮に万一リスクが発生した場合にもその影響を極小化するための対応の準備をする等の必要な対策を講じる態勢整備に努めております。

（注1）契約等の義務違反や不適切なビジネスマーケット慣行等から当組合に損害が生じるリスク。

（注2）役職員の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当組合に損害が生じるリスク。

（注3）災害その他の事象により当組合の保有する有形資産に損害が生じるリスク。

（注4）当組合の評判の悪化や風説の流布等により当組合に損害が生じるリスク。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

- (1)国内の第三者・外国にある第三者への提供に関する共通事項
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。
ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

- (2)外国にある第三者への提供の場合
お客様のご依頼により外国送金を行う場合等、当組合は、被仕向金融機関(外国にある第三者)に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該被仕向金融機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

- 当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。
- (1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
 - (2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏洩・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的・安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしております。
- (2)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1)開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2)訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3)利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクトマーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、保有個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

住 所 東京都大田区大森西1-7-2
共 立 信 用 組 合
理事長 鈴木孝一
担当 業務部 Tel 03-3762-7777
Fax 03-3766-8607
eメール honbu-00@kyoritsu.dp.u-netsurf.ne.jp

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

1. 【業務内容】

- (1)預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2)投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3)その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

2. 【利用目的(個人番号を含む場合を除く)】

- (1)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3)預金取引や融資取引等における期日管理、継続的なお取引における管理のため
- (4)融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかわる妥当性の判断のため
- (6)与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7)他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8)お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9)市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

10)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

- (1)提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (2)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (3)組合員資格の確認および管理のため
- (4)その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (5)お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること

3. 【機微情報に関わる利用目的】

機微情報(法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号もしくは個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。))第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く)は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

4. 【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

5. 【個人番号の利用目的】

- (1)役員等(当組合の役員並びにその配偶者および扶養家族)に係る事務
①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
②健康保険・厚生年金保険届出事務
③雇用保険届出事務
④国民年金の第3号被保険者の届出事務
⑤財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- (2)顧客等(当組合の個人の顧客および組合員)に係る事務
①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
④国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
⑦預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む。)-社会保障における資力調査等に関する事務
⑧預貯金口座付番に関する事務
⑨公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
⑩災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- ①本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
②その他、上記の各利用目的に関連する事務
- (3)役員等及び顧客等以外の個人に係る事務
①報酬・料金等の支払調書作成事務
②不動産の使用料等の支払調書作成事務
③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報の提供をいたしております（お客様の個人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口にご連絡ください）。

【個人情報を提供する第三者】

■全国しんくみ保証株式会社

- 利用目的
各種ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収）
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■全国保証株式会社(URL:https://www.zenkoku.co.jp/)

- 利用目的
各種ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収）
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■三井住友海上火災保険株式会社

(URL:https://www.ms-ins.com/)

- 利用目的
住宅ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収）
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■共栄火災海上保険株式会社

(URL:https://www.kyoeikasai.co.jp/)

- 利用目的
住宅ローンの保証業務
- 情報提供の内容

氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収）

- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社アプラス(URL:https://www.aplus.co.jp/)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収）
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社ジャックス(URL:https://www.jacccs.co.jp/)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収）
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■SMBCファイナンスサービス株式会社

(URL:https://www.smbc-fs.co.jp)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収）
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社クレディセゾン

(URL:https://www.saisoncard.co.jp/)

- 利用目的
フリーローンの保証業務

●情報提供の内容

氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・業種・所在地・電話番号・職業・役職・従業員数・勤続年数・税込年収）

●提供手段

ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■オフィス・メディア株式会社

- 利用目的
配当金領収書袋詰処理
- 情報提供の内容
氏名・住所・出資金額・配当金額・振替口座番号
- 提供手段
年1回出力帳票による

■アクサ生命保険株式会社

- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先について（名称・事業内容・職務内容・勤続年数・税込年収）
- 提供手段
保険申込書一式

■三井住友海上あいおい生命保険株式会社

- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先について（名称・事業内容・職務内容・勤続年数・税込年収）
- 提供手段
保険申込書一式

■株式会社ドコモ・ファイナンス

(URL:https://finance.docomo.ne.jp)

- 利用目的
フリーローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・住居の状況（自己所有、借家等の別）・居住年数・勤務先についての情報（名称・業種・所在地・電話番号・職業・役職・従業員数・勤続年数・税込年収）
- 提供手段
ローン申込書兼保証委託申込書による

電子交換所における不渡情報の共同利用に当たっての公表文

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後掲1.に掲げる情報の還元や当座取引開設や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、つぎのとおりです。

- (1) 当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）
- (2) 当該振出人について屋号があれば、当該屋号

(3) 住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含みます。）

(4) 当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）

(5) 生年月日

(6) 職業

(7) 資本金（法人の場合に限ります。）

(8) 当該手形・小切手の種類および額面金額

(9) 不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告

（取引停止処分）の別

(10) 交換日（呈示日）

(11) 支払銀行（部・支店名を含みます。）

(12) 持出銀行（部・支店名を含みます。）

(13) 不渡事由

(14) 取引停止処分を受けた年月日

（注）上記(1)～(3)に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届け出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

2. 共同利用者の範囲

- (1) 電子交換所（全国銀行協会）

(2) 電子交換所の参加金融機関

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称等

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目3番

1号 銀行会館

代表者氏名は、一般社団法人全国銀行協会のウェブサイトをご覧ください。

(https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175)

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警視庁の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。
お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

共立信用組合は、地域の皆様との心と心のふれあいを大切に、共存共栄を旨としたきめこまかな金融等のサービスを通じて、地域になくてはならない組合となるため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

この方針を通じて、より一層お客さまのお役に立ち、親しまれる
"Shinkumi Bank きょうしん" として、役職員一同、全力を尽くしてまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの立場に立ち、お客さま本位の金融商品やサービスの提供をしてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

法令等を遵守し、誠実かつ公正に努め、お客さまの不利益にならないよう、適切な管理に努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担していただく手数料やその他費用については、お客さまにご理解いただけるよう丁寧に説明いたします。

4. お客さまにふさわしいサービスと必要な情報提供

お客さまに金融商品やサービスを提供するにあたり、取引条件やリスクについて、分かりやすく説明いたします。

5. 職員への動機づけ・ガバナンス体制

心と心の繋がりで、『お客さまにとって最高のパートナー』となれるよう、信頼に応えられる職員育成に努めてまいります。

以上

『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』成果指標

項目 (信頼のバロメーター)		令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
組合員数の推移	名	31,930	31,953	31,984
預金残高の推移	百万円	165,573	164,808	169,687
定積世帯数の推移	世帯	12,636	12,360	11,600
融資残高の推移	百万円	80,876	80,563	80,148

◇当組合は投資信託やデリバティブ商品等、お客さまに損失を与える可能性のあるリスク商品(※)の取扱はしておりません。

また、金融商品の組成にも携わっておりません。

※リスク商品:運用期間中の金利変動や価格変動、為替相場の変動により、将来のリターンが変動し、状況によって元本割れとなる可能性のある商品を指します。

◇本取組方針は必要に応じて見直しを行ってまいります。

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：共立信用組合 業務部】

電 話：03-3762-7777

受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/>

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記共立信用組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（全国信用組合会館内）

主な沿革

- 昭和53年** 4月 2信用組合が合併、共立信用組合として発足
パロースB1860型コンピュータ導入
融資三科目・本部業務オフライン稼働
- 昭和54年** 4月 預金オンライン稼働
- 昭和55年** 3月 大岡山支店改築
5月 融資三科目オンライン稼働(総合オンライン完成)
- 昭和56年** 12月 六郷支店開店
- 昭和57年** 11月 しんくみ為替オンライン稼働
- 昭和59年** 8月 全銀為替データー通信システム加入
- 昭和60年** 1月 ATM(現金自動預金支払機)稼働
10月 カードローン取扱開始
- 昭和61年** 7月 蒲田支店開店
- 昭和62年** 7月 年金友の会“共和会”発足
- 昭和63年** 5月 中延駅前支店改築
- 平成3年** 3月 洗足池支店仮営業所および独身寮建築
4月 田中理事長「勲五等瑞宝章」授章
5月 洗足池支店改築
6月 本店外壁改修工事完成
- 平成4年** 9月 旧本店敷地に車庫・事務所建築
- 平成5年** 1月 自営オンラインから信用組合共同センター(SKCC)へ加盟
- 平成9年** 8月 サーバークライアントシステム導入(補完システム)
- 平成10年** 10月 監査法人センチュリー(現 新日本監査法人)による外部監査を導入
- 平成11年**
- 平成12年** 4月 郵貯提携取扱開始
7月 ホームページの開設
10月 デビットカード取扱開始
- 平成13年** 7月 全店舗ATMコーナー自動化完了
- 平成14年** 4月 大栄信用組合の全事業を譲り受ける
6月 東京富士信用組合の全事業を譲り受ける
- 平成15年** 6月 外部監査人をあずさ監査法人に変更
- 平成16年** 12月 設立満50年を迎える
3月 蒲田支店と梅屋敷支店を統合、蒲田支店は梅屋敷支店住所へ移転
旧蒲田支店はあやめ橋出張所となる
- 平成17年** 11月 第1回ビジネスマッチング交流会開催
12月 決済用預金の取扱開始
3月 経営セミナー開催
6月 第1回評議員会開催
- 平成18年** 11月 第2回ビジネスマッチング交流会開催
3月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
6月 第2回評議員会開催
- 平成19年** 11月 東京都信用組合協会より、当組合斉藤専務が東京都知事感謝状を授与、4役員が組合功労賞を授与、ならびに当組合職員が永年勤続・優秀職員賞を授与しました
11月 第3回ビジネスマッチング交流会開催
2月 第1回地区懇談会開催(ブロック毎4回)
7月 第3回評議員会開催
年金セミナー・個別相談会開催
9月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
- 平成20年** 10月 第2回顧客満足度アンケート実施
11月 故 田中会長「お別れの会」開催
第4回ビジネスマッチング交流会開催
3月 第2回地区懇談会開催(ブロック毎2回)
7月 第4回評議員会開催
年金セミナー・個別相談会開催
9月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
- 平成21年** 10月 火災予防協対し東京消防庁より感謝状を授与
11月 車田理事長「黄綬褒章」授章
第5回ビジネスマッチング交流会開催
3月 第3回地区懇談会開催(ブロック毎2回)
7月 年金セミナー・個人相談会開催
第5回評議員会開催
- 平成22年** 10月 中小企業経営者事業承継セミナー開催
11月 第6回ビジネスマッチング交流会開催
(七島信組の取引先3社、青森県信組の取引先1社、東京商工会議所、人材・能力開発部が初参加)
- 平成23年** 1月 東京地域金融フォーラムにおけるビジネスマッチング事例発表に対し関東財務局長より「地域密着型金融顕彰状」を授与
2月 車田理事長「東京都信用組合協会会長」に就任
3月 懸賞金付定期預金「メンバーズプレミアム」抽選会開催
- 平成24年** 3月 第4回地区懇談会開催(ブロック毎3回)
7月 第6回評議員会開催
9月 年金個別相談会開催
10月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
- 平成25年** 11月 第7回ビジネスマッチング交流会及び第1回物産展開催
3月 第5回地区懇談会開催(ブロック毎3回)
4月 大岡山支店新装開店
7月 第7回評議員会開催
9月 年金個別相談会開催
10月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
- 平成26年** 11月 第8回ビジネスマッチング交流会及び第2回物産展開催
3月 第6回地区懇談会開催
6月 第8回評議員会開催
9月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
10月 きょうしん創立60周年特別企画「感謝の集い」開催
11月 第9回ビジネスマッチング交流会及び第3回物産展開催
3月 第7回地区懇談会、税制改正セミナー開催
10月 創立60周年記念 チャリティゴルフコンペ開催
11月 第10回ビジネスマッチング交流会及び第4回物産展開催
3月 第8回地区懇談会・税制改正セミナー開催
7月 公金バーコード収納サービス取扱開始
東京都と東京都信用組合協会の連携による創業支援融資取扱い開始
8月 創業サポート無担保ローン「はじまるくん」取扱い開始
9月 為替集中システム取扱い開始
- 平成27年** 11月 第9回評議員会開催
3月 第9回地区懇談会、特殊詐欺被害防止対策セミナー開催
4月 車田会長「旭日双光章」授賞
6月 第10回評議員会開催
8月 矢口支店新築開店
- 平成28年** 3月 第10回地区懇談会、特殊詐欺被害防止対策セミナー開催
6月 第11回評議員会開催
8月 インターネットバンキング取扱開始
- 平成29年** 11月 梶谷支店ATM1台追加(設置台数合計2台)
3月 第11回地区懇談会、メーカーマッチングサービスセミナー開催
6月 第12回評議員会開催
- 平成30年** 10月 消防業務の貢献に対して東京消防庁より感謝状を受領
3月 第12回地区懇談会、セミナー(相続に関する基礎知識)開催
6月 第13回評議員会開催
7月 蒲田支店新築開店
9月 65周年記念誌「65年のあゆみ」発刊
- 平成31年** 11月 東京消防庁より感謝状を授与
3月 第13回地区懇談会
6月 第14回評議員会開催
9月 社内ネットワークと外部ネットワークの完全分離化
- 令和元年** 10月 日本赤十字社より金色有功章を授与
10月 全国信用協同組合連合会より「しんくみの日」週間に取組んだ慈善活動について感謝状を授与
- 令和2年** 1月 東京商工会議所より地域社会の発展の功績に対し感謝状を授与
2月 梶谷支店・雑色支店 屋上・外壁・内装回収工事完了
3月 大田区保護観察協会より更生保護活動の貢献について感謝状を授与
- 令和3年** 4月 田中理事長「旭日双光章」受章
6月 外部監査法人をみのり監査法人に変更
7月 前の浦支店新築開店
- 令和4年** 11月 小切手・手形の電子化に伴い電子交換所参加する。
5月 「メリットのある脱炭素を紹介するセミナー」開催
6月 70周年記念として「ホテル雅叙園東京にて総代会及び評議員会を同時開催」
- 令和5年** 11月 東京消防庁より火災予防・人命安全対策の貢献による感謝状を授与
12月 創立70周年の記念品を来店したお客様へ贈呈
- 令和6年** 2月29日 きょうしん創立70周年記念定期預金獲得金額の0.02%、1,406,562円を大田区の社会福祉事業へ寄付する
3月22日 第14回地区懇談会開催
7月3日 第16回評議員会開催

きょうしん年金友の会「共和会」

共立信用組合で年金を受給されている皆様の会です。会長を中心に各支部の幹事の皆様で運営されています。会員相互の親睦と福祉の増進を図り、健康で元気な日々をお過ごし頂けるよう旅行をはじめ、各種行事を実施しております。



■入会手続きはどうすれば？

共立信用組合の本支店にて、年金受給口座をご指定頂ければ、自動的に「共和会」の会員になります。年会費等の負担はございません。

■「共和会」の会員になると何かメリットがありますか？

「共和会」の会員の皆様には5つの特典があります。

①「寿・500」(優遇金利定期)

スーパー定期預金500万円(1年もの)まで、店頭表示金利に0.20%プラスされます。

②敬老の日プレゼント

当組合に年金を受給されているお客様に、感謝を込めて記念品(麺類セット)をお届けいたします。

③お誕生日プレゼント

当組合に年金を受給されているお客様のお誕生日月にプレゼントをお届けいたします。

④年金新規ご加入・ご予約・ご紹介の方にもプレゼント

新規ご加入の方、ご予約・ご紹介の方へも素敵なプレゼントをお届けいたします。

⑤お楽しみ旅行

共和会会員の皆様には、日帰り、一泊二日旅行等に割安でお楽しみいただけます。

皆様には上記5つの特典をご用意して「共和会」へのご入会をお待ちしております。

くみちゃんの縁結び

くみちゃんの縁結び サイト開設



『くみちゃんの縁結び』は
都内信用組合が協力して行う
ビジネスマッチングサイトです。



入組式 令和7年4月1日(火)



しんくみの日週間

平成28年からしんくみの日週間にあわせてエコキャップの寄付活動を行い今年で9年目になりました。
令和6年度は「60キロ・30,000個」ワクチン30人分の寄付を致しました。



11390

ペットボトルキャップ受領書

共立信用組合 御中

2024/10/17	60.00 Kg
個数:	30,000 個
ワクチン:	30.0 人分
CO ₂ :	189.00 Kg

★上記のCO₂は、キャップをゴミとして焼却した場合の発生量です。
(キャップ1Kgで約3,150gのCO₂が発生します)

これまでの累計	受領数量	126.00 Kg	ワクチン	63.0 人分
---------	------	-----------	------	---------

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
ペットボトルキャップの回収にご協力頂き有難うございました。上記数量を確かに受領いたしました。
受領いたしましたキャップは、当社でリサイクル原料として利用しています。
ワクチン寄付は、弊社より「はなやPOはな 世界の子どもにワクチンを日本委員会(JCV)」へ
直接寄付をします。
今後とも宜しくお願いいたします。

敬具

当組合における総代会及び総代についてのお知らせ

■ 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

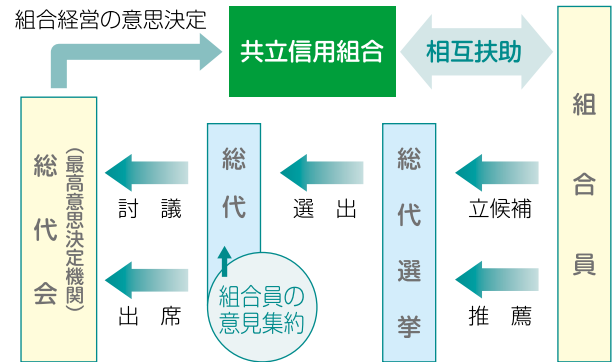
信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数31,984名(令和7年3月末現在)と多数のため、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法ならびに定款の定めるところにより、「総代会」制度を採用しております。

総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。

総代会では、決算や事業活動等の報告がおこなわれるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



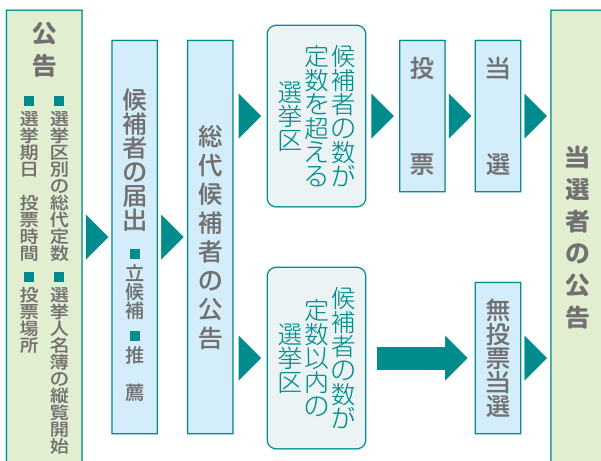
当組合では、総代会に限定することなく、多くの組合員と地域の皆様のご意見を経営並びに総代会に反映させるために評議員会、地区懇談会の実施やアンケート調査を行うとともに日常の営業活動を通じて、組合員並びに地域の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■ 総代の選任方法、任期、定数 等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款および総代選挙規約に基づき、選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから、公正な選挙を行い選任され、任期は3年となっております。

総代定数は、「100人以上130人以内」と定款で定めており、令和7年6月20日現在、総代数は120人です。

総代の定年は85歳(就任時)と定めております。



■ 第48回通常総代会、令和7年6月20日午後2時00分より本店4階会議室にて開催されました。当日は総代120名のうち、議決事項、第1号議案から第5号議案、出席119名(うち、本人出席81名、書面議決出席27名、委任状提出11名)のもと行われ、結果は下記の通りとなりました。

報告事項

第47期(令和7年3月31日現在)事業報告書及び貸借対当表並びに第47期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第47期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第48期(令和7年度)事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 借入金最高限度額案承認の件
- 第4号議案 定款第15条3号による脱退の件
- 第5号議案 理事及び監事の報酬等枠承認の件

以上の5議案について、全てご承認をいただきました。

■ 総代

令和5年3月に行われた第16回総代選挙により、総代130名が選任されており、任期は令和8年4月9日となっております。



総代選挙区及び総代数 令和7年6月20日現在

選挙区	対象地区・営業店	総代定数	総代数
第一地区	本店営業部、大森支店、平和島支店、前の浦支店の所轄地域	37名	34名
第二地区	糀谷支店、六郷支店、蒲田支店、雑色支店の所轄地域	35名	34名
第三地区	矢口支店、洗足池支店、武蔵新田支店、西蒲田支店の所轄地域	30名	29名
第四地区	大岡山支店、中延駅前支店、用賀支店、戸越支店の所轄地域	28名	23名

■ 総代のご紹介

令和7年6月20日現在（敬称略、五十音順）

第1区 34名

本店営業部							
戌亥 友久 ⑦	岩井 泉 ⑦	加藤 進弘 ④	神谷 浩一 ①	島田 直人 ③	田中 隆治 ②	富田 記佳 ⑦	
萩原 威一郎 ⑦	福田 勇 ②	古市 尚久 ②	古橋 正曠 ⑦	宮本 信之 ②	森田 昌博 ④	守屋 いつ子 ②	
守矢 義衛 ⑦	山田 恵一 ⑦	吉野 隆重 ⑦					
大森支店							
伊藤 重行 ⑦	大塚 政行 ②	奥島 信明 ②	田中 郭之 ⑤	網島 昭良 ⑦	茨田 尚 ⑥	平林 淳志 ③	
平林 伸元 ②	福本 寅晶 ②	福本 博之 ①					
平和島支店							
島田 輝夫 ②	田中 亮 ②	平林 専太郎 ⑦	福本 義一 ⑤				
前の浦支店							
伊東 聡 ①	奥島 忠史 ④	須山 惣一 ②					

第2区 34名

糞谷支店							
石井 喜明 ③	小田川 甫安 ⑦	神山 晃 ③	川添 一郎 ③	木村 繁 ⑤	佐藤 光男 ⑦	鈴木 康之 ②	
高澤 博嗣 ③	富田 ヨネ子 ⑦	鳥海 明 ⑥	野水 昭 ④	細田 俊男 ④	松原 浩史 ②	松原 茂登樹 ②	
吉澤 武人 ④							
六郷支店							
相澤 一夫 ②	石原 篤 ⑦	石原 雅之 ⑤	川田 美佐子 ④	齊藤 玲子 ①	鈴垣 幸子 ④	林 幹也 ②	
蒲田支店							
上野 房美 ①	江波 洋子 ⑦	大島 一意 ⑦	河口 宏一 ②	嶋田 栄次郎 ⑦	原 利夫 ①	藤田 知孝 ②	
松田 真 ④	三井 晃一 ②						
雑色支店							
島 邦男 ⑦	多田 弘一 ①	渡辺 敏夫 ⑦					

第3区 29名

矢口支店							
内田 末雄 ⑤	大西 明雄 ⑦	藏方 庸光 ⑦	小林 範明 ③	佐藤 哲朗 ②	塩澤 一好 ⑥	城埜 洋文 ⑦	
鈴木 壽一 ⑦	道具 辰夫 ②	仲野 明 ③	福井 雅人 ①	吉田 昌義 ③			
洗足池支店							
青木 康夫 ②	上野 雄一 ④	大恵 雅文 ②	加藤 勉 ③	小林 茂 ④	斉藤 サト ⑦	豊田 大八 ④	
諸星 有浩 ②	横山 心一 ④	渡辺 亞紀夫 ⑦					
武蔵新田支店							
菊地 勝昭 ⑦	小泉 卓弥 ②	新妻 清和 ⑦	広瀬 安宏 ④				
西蒲田支店							
小越 康二 ①	武市 和久 ①	中谷 静香 ②					

第4区 23名

大岡山支店							
相川 英昭 ⑥	櫻原 一夫 ⑦	岸田 哲治 ③	熊田 敏夫 ⑥	黒岩 泰一 ⑦	近藤 文夫 ②	櫻井 香里 ①	
椎橋 道利 ⑤	徳永 徹 ⑦	山崎 裕一 ①					
中延駅前支店							
岡崎 和男 ⑦	河野 浩一 ②	澁谷 幸道 ⑦	本田 慎家 ②	水口 雅彦 ⑤	宮野 尚徳 ①		
用賀支店							
有原 良 ②	片岡 智子 ①	鈴木 修次 ①	福本 成年 ②				
戸越支店							
大野 真弘 ④	福岡 康行 ②	吉田 敏 ②					

（注1）氏名の後に、平成17年以降（事業統合後）の就任回数を記載しております。

■ 総代 職業別・年齢・業種構成

総代の職業別構成比

職業区分	構成比
法人役員	69.7%
個人事業主	28.6%
個人	1.7%
合計	100.0%

総代の年齢別構成

年 代	構成比
40代	3.3%
50代	12.5%
60代	25.0%
70代	30.0%
80代	29.2%
合計	100.0%

総代の業種構成

業 種	構成比
製造業	17.1%
建設業	8.6%
運輸業	0.9%
卸・小売業	18.8%
不動産業	42.7%
サービス業	11.1%
その他	0.8%
合計	100.0%

*業種別の構成比は法人役員及び個人事業主に限る。

商品案内

総 合 口 座	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
一冊の通帳に普通預金と定期預金、定期積金をセット。給与、年金、配当金の自動受取、公共料金の自動支払などの便利なサービスをご利用いただけます。セット定期預金・定期積金の90%（最高200万）まで自動融資がご利用になれます。	
普 通 預 金	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
日常の出し入れを始め給与、年金、配当金の自動受取、公共料金の自動支払などにご利用ください。お引き出しは、キャッシュカードが便利です。	
当 座 預 金	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	
納 税 準 備 預 金	お預け入れ期間：入金是由 引き出しは納税時 お預け入れ金額：1円以上
計画的な納税資金の準備にご利用ください。利息には税金がかかりません。	
通 知 預 金	お預け入れ期間：7 日以上 お預け入れ金額：10,000 円以上
まとまったお金の短期間の運用に最適な預金です。お引き出しの2日前にご通知をいただきます。	
財 産 形 成 預 金 一 住 年 金 預 金	お預け入れ期間： 一般預金……積立期間3年以上 住宅預金……積立期間5年以上 年金預金 お預け入れ金額：1,000円以上
勤務先の財産形成制度を通じ、給料やボーナスから天引きをする預金です。財形住宅預金と財形年金預金を合わせて、元金、利息合計550万円までは非課税です。	
金利上乗せ型普通預金 「グッドライフ」	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
当組合の営業地域に居住する年齢が満70歳以上の個人の方 2025/3/18現在 0.210%（金利情勢により変動）	

定 期 預 金	今すぐお使いにならない余裕金、ボーナスなどのまとまったお金を有利に増やす預金です。
大 口 定 期 預 金	お預け入れ期間：1 カ月～5 年 お預け入れ金額：1,000 万円以上 最低預入額が1千万円で、利率は市場金利を参考にして決められます。預入期間が1カ月から5年以内と幅広いため、大口資金の運用にキメ細かくお応えします。
ス ー パ ー 定 期 預 金	お預け入れ期間：1 カ月～5 年 お預け入れ金額：1,000 円以上 利率は市場金利を参考に決定されます。満期日に自動的に継続する自動継続定期もあります。預入金額は300万円未満と300万円以上にわかれます。
期 日 指 定 定 期 預 金	お預け入れ期間：据置期間……1年 最長預入期間……3年 お預け入れ金額：1,000 円以上 300 万円未満 有利さと便利さをかねそなえた定期預金です。利息は1年ごとの複利計算。1年据置き後なら、1カ月前の連絡で自由に満期日を指定、元金の一部（一万円以上）引き出しもできます。
“ 寿 5 0 0 ” 定 期 預 金	お預け入れ期間：1年 お預け入れ金額：500万円以下 当組合で年金をお受取りの方にかざり店頭表示金利プラス0.20%でご契約いただけます。
相 続 定 期 預 金	お預け入れ期間：1年 お預け入れ金額：10万円以上 個人で（相続人限定で相続資金を原資とする） 店頭表示金利プラス0.15%
定 期 積 金	お預け入れ期間：6 カ月～5 年 お預け入れ金額：1,000 円以上 大きな夢や計画を実現させるために、毎月一定額を積立てていただく預金です。利率は市場金利を参考に決められます。
定 期 積 金 「 す く す く 」	お預け入れ期間：3 年 お預け入れ金額：14,000 円 3歳未満の子、孫がいっしょに育つ世帯。子育て支援、おむつ進呈。



個人向け融資のご案内

フ リ ー ロ ー ン
ご 融 資 額：1,000万円以下 ご融資期間：10 年以内 お使いみちは自由。事業資金は除きます。
カ ー ラ イ フ ロ ー ン
ご 融 資 額：1,000万円以下 ご融資期間：10 年以内 自家用車の購入資金および修理、車検費用として。

住 宅 ロ ー ン
ご 融 資 額：10,000万円以下 ご融資期間：35 年以内 お住まいの購入、新築資金および居住用土地の購入資金として。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン
ご 融 資 額：10,000万円以下 ご融資期間：35 年以内 お住まいの増改築資金として。

奨 学 ロ ー ン
ご 融 資 額：1,000万円以下 ご融資期間：15 年以内 教育資金として。
カ ー ド ロ ー ン
ご 融 資 額：30万円 50万円 100万円 150万円 200万円 250万円 300万円 400万円 500万円 ご融資期間：1 年自動更新 カードでローンがご利用でき、お使いみちは自由。

事業者向け融資のご案内

割 引 手 形
一般商業手形の割引による資金化として。
手 形 貸 付
運転資金等短期の事業資金として。

証 書 貸 付
設備資金等長期の事業資金として。
当 座 貸 越
ご契約により当座預金の残高不足の際に自動融資のご利用として。

都 ・ 区 制 度 融 資
東京都・各区による各種制度融資のお取扱い。
代 理 貸 付 等
全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融支援機構、中小企業基盤整備機構等のお取扱い。

『スクラム』 日本政策金融公庫との協調融資	『女性若者シニア 創業 サポート』 地域創業アドバイザーが連携し創業を支援	『創業サポートローン はじまるくん』 創業者に対して創業支援	ソーシャルビジネス支援資金 「Bridge」(かけ橋) 保育サービス事業、介護サービス事業資金として社会的課題の解決を目的とする事業資金として	きょうしんビジネスローン 「リテール500」 株式会社クレディセゾンの保証が受けられる法人
---------------------------------	---	--	---	---

主要な事業の内容

為替・サービス業務

キャッシュカードサービス	カード1枚で、全国の提携先金融機関の自動機でお引き出しや残高照会ができます。
デビットカード	キャッシュカードでジェイデビットカード加盟店にてお買物ができます。
公共料金等自動支払サービス	月々の公共料金や各種税金、保険料等を、あなたの口座から自動的にお支払いたします。手続きは簡単です。
内国為替	全国どここの金融機関へでも確実・安全にお振込みいたします。また、手形や小切手の取立てなどもスピーディーにお取り扱いします。
年金自動受取りサービス	各種年金のお受け取り日に、あなたの預金口座へ自動的に振込まれます。

インターネットバンキング	インターネット接続環境のあるパソコンやスマートフォンを使ってお客様の登録した利用口座の残高照会や入出金明細照会サービス、また当組合本支店および他の金融機関への振込ができる便利なサービスです。
給与振込	給与やボーナスが、会社から直接あなたの口座に振込まれます。
貸金庫	お客様の大切な預金証書や重要書類、宝石などの貴金属を火災、盗難からお守りし、安全に保管いたします。
クレジットカード	JCBカード、三井住友VISAカード、UCカード、しんくみピーターパンカード、三菱UFJニコス、オリエントコーポレーションカード他提携先。

各種手数料

(令和7年4月1日現在、消費税込み)

項 目		手 数 料		項 目		手 数 料	
預金関係	小切手帳発行	1冊(50枚綴り)	660円	振込	窓口扱い	本支店宛のもの	5万円未満 220円 5万円以上 440円
	約束手形帳発行	1冊(25枚綴り)	550円			他行宛のもの	5万円未満 550円 5万円以上 770円
	マル専当座開設	割賦販売通知書1通につき	3,300円		ATM扱い	電 信 扱 い	5万円未満 550円 5万円以上 770円
	マル専手形用紙	1枚につき	550円			文 書 扱 い	5万円未満 440円 5万円以上 660円
	自己宛小切手発行	1枚につき	660円		インターネットバンキング	本支店宛手数料振込時	5万円未満 110円(220円) 5万円以上 330円(440円)
	通帳・証書再発行	1枚につき	1,100円			他行宛手数料振込時	5万円未満 330円(440円) 5万円以上 550円(660円)
	キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円		ATM扱い	振込時間外は、平日・土曜日は18時以降。日曜日・祝日の終日。	
	ローンカード再発行	1枚につき	1,100円			同 一 店 内	5万円未満 0円 5万円以上 0円
	返済明細書再発行	1枚につき	220円		インターネットバンキング	本支店宛のもの	5万円未満 110円 5万円以上 220円
	住宅取得控除用証明書発行	1枚につき	330円			他行宛のもの	5万円未満 110円 5万円以上 330円
融資関係	利息支払い証明書発行	1通につき	330円	為替関係	代金取立	電子交換所加入金融機関以外のもの1件につき	1,100円
	火災保険質権設定	1枚につき	1,100円			振込組戻し	1件につき 880円
	不動産担保事務取扱手数料	新規設定(1件につき)	55,000円		振立手形組戻し	1件につき	1,100円
		新規設定東京23区外(1件につき)	66,000円			依頼返却	1件につき 1,100円
		変更・追加設定(1件につき)	11,000円		不渡手形返却	1件につき	1,100円
	追加設定・分割順位変更・債務者変更極度額変更・担保抹消(一部抹消含む)	抹消立会い(1抹消案件につき)	11,000円			異議申立取扱い	1件につき 5,500円
		立会いを伴わない担保物件抹消・1件に付き(一部抹消を含む)	5,500円		基本料	受取・譲渡・割引のみご利用のお客様	債務者として利用しない 0円
		全額繰上げ返済(1件につき)				受取・譲渡・割引に加え、発生記録をご利用のお客様	債務者として利用(1年分を前払い) 13,200円
	各種ローン繰上げ返済・条件変更手数料(証書貸付)	融資日より3年未満	債務残高×1.5%		各種記録請求	発生記録(本支店宛)	1件につき 440円
		融資日より3年以上5年未満	債務残高×1.0%			発生記録(他行宛)	1件につき 880円
		融資日より5年以上	債務残高×0.5%			譲渡・分割記録(本支店宛)	1件につき 440円
		一部繰上返済(1回につき)	5,500円			譲渡・分割記録(他行宛)	1件につき 880円
その他	A T M 利 用	別々に定める				保 証 記 録	1件につき 880円
		クレジットカード利用のもの	110円			変 更 記 録	1件につき 880円
	キャッシングサービス利用	年間1個につき	6,600円			そ の 他 記 録	1件につき 880円
		貸金庫サービス利用(一般)	9,900円・13,200円		開示手数料	開示手数料	330円
	貸金庫サービス利用(自動)	1個につき	鍵本体交換費用(実費)1,100円			口座間送金決済手数料(本支店宛)	5万円未満 220円 5万円以上 440円
		貸金庫鍵・カード紛失再発行				口座間送金決済手数料(他行宛)	5万円未満 550円 5万円以上 770円
	国債口座管理	年間1件につき	1,320円			残高証明書発行手数料(1件につき)	都度発行 3,300円 定例発行 1,320円
		残高証明発行	1通につき 550円		円貨両替	両替カード発行(組合員限定)	1件につき 無料
	インターネットバンキング	年間基本料金	無料			両替カード再発行	1件につき 1,100円
		10年以内	1,100円			両替カード年間利用手数料	1件につき 19,800円
	個人データ開示	取引明細	10年超 3,300円			窓口での両替	1枚~500枚 1件につき 550円
		それ以外	一項目ごと1,100円			お取扱い	501枚~ 1件につき 500枚毎に550円を加算
	相続時口座照会手数料		5,060円			※汚損・破損した紙幣、硬貨及び記念硬貨の交換は無料。 ※新券への両替は、両替カード、キャッシュカードの提示により50枚まで無料。 但し、51枚以上となる両替もしくは、カード無しの場合は窓口手数料となります。	

ATM取扱時間 及び 各金融機関手数料

曜 日	取扱時間	当組合本支店	信用組合※1	セブン銀行	他金融機関	ゆうちょ銀行
平 日	8:00 ~ 8:44	無 料	220円	110円	220円	220円
	8:45 ~ 18:00	無 料	110円	110円	110円	110円
	18:01 ~ 21:00	無 料	220円	110円	220円	220円
土 曜 日	8:00 ~ 8:44	無 料	220円	110円	220円	220円
	8:45 ~ 9:00	無 料	110円	110円	110円	220円
	9:01 ~ 14:00	無 料	110円	110円	110円	110円
	14:01 ~ 18:00	無 料	110円	110円	110円	220円
日 祝 日	18:01 ~ 21:00	無 料	220円	110円	220円	220円
	8:00 ~ 21:00	無 料	220円	110円	220円	220円

※1 都内・全国の信用組合の一部提携先で、且つ下記時間内の出金手数料は無料となります。
平日 8:45~18:00 土曜日 9:01~14:00
(詳しくは窓口にお問い合わせください)

貸借対照表(資産の部)

(単位:千円)

科 目		令和5年度末	令和6年度末
資産の部			
現	金	1,647,728	1,897,745
預	け	55,584,342	58,240,225
有	価 証 券	34,083,928	35,775,053
国	債	108,910	103,360
地	方 債	3,716,642	3,341,256
短	期 社 債	—	—
社	債 式	24,369,641	26,827,046
株	式	561,156	452,535
そ	の 他 の 証 券	5,327,578	5,050,854
貸	出 金	80,563,460	80,148,661
割	引 手 形	146,111	72,331
手	形 貸 付	2,572,130	2,510,065
証	書 貸 付	77,478,856	77,170,322
当	座 貸 越	366,362	395,941
そ	の 他 資 産	1,730,438	1,659,834
未	決 済 為 替 貸	53,368	17,022
全	信 組 連 出 資 金	1,072,000	1,072,000
前	払 費 用	16,074	19,097
未	収 収 益	199,099	257,548
そ	の 他 の 資 産	389,896	294,165
有	形 固 定 資 産	4,427,461	4,327,348
建	物	1,319,685	1,267,002
土	地	2,907,753	2,907,753
リ	— ス 資 産	—	—
建	設 仮 勘 定	—	—
そ	の 他 の 有 形 固 定 資 産	200,022	152,592
無	形 固 定 資 産	40,963	35,688
ソ	フ ト ウ エ ア	15,466	10,191
の	れ ん	—	—
リ	— ス 資 産	—	—
そ	の 他 の 無 形 固 定 資 産	25,497	25,497
前	払 年 金 費 用	79,023	49,832
繰	延 税 金 資 産	—	22,063
再	評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債	務 保 証 見 返	45,542	37,845
貸	倒 引 当 金	△ 1,102,640	△ 1,037,395
(	う ち 個 別 貸 倒 引 当 金)	(△ 332,722)	(△ 335,919)
合	計	177,100,250	181,156,903

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書等の計算書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性に対する経営者責任の明確化について

財務諸表の正確性、内部監査部門がその適正性・有効性についての確認方法を取り決め、それを確実に実施しております。

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第47期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認致しました。

令和7年6月20日
共立信用組合

理事長 鈴木 孝一

■ 貸借対照表(負債・純資産の部)

(単位:千円)

科 目				令和5年度末	令和6年度末
負債の部					
預	金	積	金	164,808,065	169,687,549
当座	預	金		2,474,957	3,611,554
普通	預	金		64,197,283	66,490,985
貯蓄	預	金		—	—
通知	預	金		194,099	122,084
定期	預	金		87,979,005	90,715,142
定期	積	金		9,778,815	8,443,030
その他の預	金			183,904	304,752
譲渡性	預	金		—	—
借入	金			—	—
借当座	借	越		—	—
再割引手	形			—	—
その他の負債				504,716	570,811
未決済為替	借			54,021	15,753
未払費用	用			27,522	98,414
給付補填備	金			1,007	809
未払法人税等	等			70,880	48,966
前受収益	益			33,982	34,196
払戻未済金	金			20,748	33,519
職員預り金	金			196,304	202,109
資産除去債務	務			36,690	36,690
その他の負債	債			63,558	100,352
賞与引当金	金			75,000	81,000
役員賞与引当金	金			—	—
退職給付引当金	金			—	—
役員退職慰労引当金	金			187,574	145,301
睡眠預金払戻損失引当金	金			4,385	4,139
偶発損失引当金	金			1,455	1,906
建物等除却損失引当金	金			—	—
特別法上の引当金	金			—	—
繰延税金負債	債			11,025	—
再評価に係る繰延税金負債	債			334,514	343,057
債務保証	証			45,542	37,845
負債の部合計				165,972,279	170,871,610
純資産の部					
出	資	金		3,604,049	3,618,081
普通出資	金			1,904,049	1,918,081
優先出資	金			—	—
その他の出資	金			1,700,000	1,700,000
利益剰余金	金			6,660,544	6,920,608
利益準備金	金			1,753,000	1,803,000
その他の利益剰余金	金			4,907,544	5,117,608
特別積立金	金			3,378,302	3,378,302
(うち経営強化積立金)				(2,330,000)	(2,330,000)
(うち価格変動積立金)				(722,492)	(722,492)
(うち事務機械化積立金)				(125,810)	(125,810)
(うち建物修繕積立金)				(200,000)	(200,000)
当期末処分剰余金	金			1,529,242	1,739,305
組合員勘定合計				10,264,593	10,538,689
その他の有価証券評価差額金	金			28,029	△ 1,080,202
土地再評価差額金	金			835,348	826,805
評価・換算差額等合計				863,377	△ 253,397
純資産の部合計				11,127,970	10,285,292
負債及び純資産の部合計				177,100,250	181,156,903

【貸借対照表注記事項】

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産入法により処理しております。

(3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日……………平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額……………414百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額……………1,584百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法……………

(4) 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15年～50年
その他の有形固定資産……………5年～6年
(5) 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(6) 貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準率(引)の次のとおり計上しております。日本公認会計士協会「銀行等監督特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償及び要注視先償に相当する債権については、主として1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込み、計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みが必要修正を加えて算出しております。また、破綻認定先償に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める債権を計上しております。破綻先償及び要注視先償に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業課連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を行っております。

(7) 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針(平成27年3月26日)」に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。当事業年度の計算の結果、退職給付引当金が償付残高となっているため、前払年金費用として資産の部に計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型企業年金基金)に参加しており、当組合の拠出に対処する年金資産の額を合理的に計算することができない、当該企業年金制度への拠出額を費用処理しております。

当該企業年金制度に関する事項は次の通りです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額……………249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額……………211,033百万円
差引額……………38,382百万円
(2) 制度全体に占める当組合の拠出金割合
(令和5年4月分～令和6年3月分)……………1,202%

(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であり、本制度における過去の勤務債務の取扱方法は期間11年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別損金15百万円を費用処理しております。

なお、特別損金の額はあらかじめ定められた損金率を損金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

(9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職引当金未払に備えるため、役員に対する役員退職金の支払見込額のうち、当事業年度末までに発生すると認められる額を計上しております。

(10) 隠匿預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もる必要と認められる額を計上しております。

(11) 貸倒損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

(12) 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行済義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

(13) 消費税および地方消費税の会計処理
有形固定資産に係る除税対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(14) 有形固定資産の減価償却累計額……………2,630百万円
(15) 有形固定資産の圧縮帳簿額……………48百万円

(16) 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額……………506百万円
危険債権額……………1,526百万円
三年以上延滞債権額……………— 百万円
貸出条件緩和債権額……………69百万円
合計額……………2,102百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三年以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三年以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(17) 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、72百万円であり、

(18) 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金……………6,000百万円
担保資産に対応する債務 借入金……………— 百万円

上記のほか、金取扱い、為替取扱いのために預け金2,561百万円を担保提供しております。

(19) 出資1口当たりの純資産額……………2,681円4銭

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行

っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

有価証券は主に債券であり、保有目的はその他保有目的となっており、これは発行体の信用リスク及び、金利の変動リスクと市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債はお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理
当組合は「信用リスク管理規程」並びに「貸付規程」に従い、貸出金について個別案件ごとの信用審査、与信限度額、信用情報管理、保証と担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は各営業室及び融資部により行われ、定期的に融資委員会や常務理事会を開催し、審議・報告を行っております。

②有価証券のリスクの管理
有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

③市場リスクの管理
④金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「金利リスク管理規程」および「市場リスク管理規程」(ALM委員会に関する内規)等において、リスク管理方法・手法を明記しており、ALM委員会に於いて金融資産および金融負債を総合的に把握し、その内容をモニタリングし協議・検討の上、月次ペースで常務理事会にも報告される体制となっております。

(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券の運用については「余資運用規程」並びに「余資運用取扱要領」に従い行われております。総務部では市場運用商品の購入・売却を通じて価格変動リスクの軽減を図っております。また総合企画部では、保有株式等の状況および市場環境等を考慮し、定期的に「常務理事会」に報告し、その対応を協議・検討しております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、貸出金、預け金、有価証券、預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債において、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定」に基づき、自己資本の充実に資するため、金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)において適宜と規定された金利シミュレーションを用いた時価の変動額を市場リスク量として、SKC-ALMシステム(信用組合業界にて構築したものに)で月次計算を行い、金利の変動リスクの管理にわたる定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象金融資産及び金融負債を固定金利及び変動金利に分けて、それぞれ金利期限に応じた適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利に対するすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利の上昇)により、日本円金利の場合、1.00%上昇等、適宜と上昇幅が異なるが生じた場合、時価は1,704百万円減少(ΔEVE)、金利収益は下方パラレルシフト(指標金利の低下)が生じた場合、1,812百万円減少(ΔNIL、金利がマイナス値となる場合Δ0%に補正)するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してありません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生ずる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は「ALM委員会」を通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

④金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び全信組連出資金等は次表には含めておりません。

また重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1) 預け金(※1)	58,240	58,249			8
(2) 有価証券	35,322	35,322			—
その他の有価証券	35,322	35,322			—
(3) 貸出金(※1)	80,148				—
貸倒引当金(※2)	△1,037				—
	79,111	79,516			404
金 融 資 産 計	172,674	173,087			413
(1) 預金積金(※1)	169,687	169,350			△ 337
金 融 負 債 計	169,687	169,350			△ 337

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の一般貸倒引当金(算定方法)

金融資産

(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22～24に記載しております。

(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュフローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②③以外、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	452
全信組連出資金等(※1)	1,072
合 計	1,524

(※1) 非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

④有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれています。以下24まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券で時価のあるもの……………(単位:百万円)

種 別	貸借対照表計上額	取得 原 価	差 額
債 券	2,776	2,759	17
株 債	103	99	3
衣 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	466	468	7
そ の 他	2,206	2,200	6
小 計	2,686	2,280	406
金 融 資 産 計	5,463	5,040	423
債 券	27,495	28,866	△ 1,370
衣 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	2,874	3,332	△ 457
株 債	24,620	25,534	△ 913
そ の 他	2,363	2,496	△ 132
小 計	29,859	31,362	△ 1,503
合 計	35,322	36,402	△ 1,080

④当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
290百万円	6百万円	61百万円

④その他有価証券のうち満期があるものの期間中の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年超10年超	5年超10年超	10年超
債 券	4,824	11,282	13,384	2,198
国 債	—	—	100	—
地 方 債	124	1,082	984	1,598
社 債	4,700	10,200	12,300	600
そ の 他	100	700	—	—
合 計	4,924	11,982	13,384	2,198

④当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,716百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,716百万円であり、

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるため、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができるとの条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を実施しております。

④繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度額超過額	227百万円
減価償却損算入限度額超過額	59
役員退職慰労引当金損算入限度額超過額	41
賞与引当金損算入限度額超過額	22
資産除去債務	10
その他の有価証券評価差額金	309
その他	24
繰延税金資産小計	696
評価性引当額	△638
繰延税金資産合計	57
繰延税金負債	
前払年金費用	14
債権譲受否認額	21
その他	0
繰延税金負債合計	35
繰延税金資産の純額	22百万円

④重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金……………1,037百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績見通し等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目		令和5年度	令和6年度
経常収益		2,540,349	2,616,024
資金運用収益		2,266,360	2,415,280
貸出金利		1,611,187	1,739,494
預け証金利息		65,558	109,602
有価証券の受入利息		533,436	523,615
その他の引当		56,177	42,568
役務の取替手数料		111,722	113,267
受入の他の業務収益		32,645	32,911
その他の業務収益		79,076	80,356
国債等債券売却益		47,573	7,360
国債等債券償還益		33,703	-
その他の経常収益		-	-
貸倒引当金戻入益		13,870	7,360
債権の売却益		114,693	80,115
株式の信託運用益		-	62,081
金銭の他の経常収益		-	-
経常費用		104,184	6,349
資金調達費用		-	-
預給付補填金繰入		10,508	11,684
借入利息		2,197,439	2,228,811
その他の支払利息		28,583	121,865
役務の取替手数料		27,210	120,322
支払の他の業務費用		342	513
その他の業務費用		-	-
国債等債券売却損		1,031	1,029
国債等債券償還損		71,994	78,066
その他の業務費用		8,559	8,613
経費		63,434	69,453
人物件費		149,120	60,485
税の他の経常費用		132,527	60,267
貸倒引当金繰入		-	-
貸出金売却損		15,779	-
株式等信託運用損		812	217
金銭の他の経常費用		1,862,618	1,942,077
経常利益		1,180,735	1,234,501
特別利益		591,492	608,621
固定資産処分益		90,390	98,954
負債の用補償金		85,123	26,317
その他の特別利益		28,766	-
特別損失		-	-
固定資産処分損失		12,353	1,225
その他の特別損失		-	-
税引前当期純利益		-	-
法人税、住民税及び事業税		44,003	25,092
過年度法人税等		342,909	387,212
法人税等調整額		-	-
当期純利益		2,129	△ 22,231
繰越金(当期首残高)		116,308	62,843
目的積立金目的取崩額		226,601	316,625
土地再評価差額金取崩額		1,302,640	1,422,680
当期末処分剰余金		-	-
		1,529,242	1,739,305

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記についても表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当りの当期純利益は、期中平均出資口数を用いて算出しております。
3. 出資1口当たりの当期純利益は、期中平均出資口数を用いて算出しております。
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
5. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、113,267千円であります。
6. 収益を理解する為の基礎となる情報は、貸借対照表の注記において重要な会計方針とあわせて注記しております。
7. 当事業年度において、当組合は以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
営業店	東京都大田区	建物	2,345千円
		その他の固定資産	5,398千円
		合計	7,743千円

当組合は、独立のキャッシュ・フローを生み出す最少単位として、営業店もしくは営業店・出張所を基本単位として資産のグルーピングを行っております。
上記営業店は、収益性が継続して低下している為、当該資産の回収可能価額を備忘価額で評価し、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	1,529,242	1,739,305
計	1,529,242	1,739,305
剰余金処分額	106,561	106,982
利益に準ずる備当金	50,000	50,000
出資に対する配当金	56,561	56,982
普通出資配当金	(年3.0%) 56,561	(年3.0%) 56,982
繰越金(当期末残高)	1,422,680	1,632,323

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
経 常 収 益	2,487,740	2,365,403	2,374,175	2,540,349	2,616,024
経 常 利 益	236,289	284,554	252,854	342,909	387,212
当 期 純 利 益	165,637	187,710	156,313	226,601	316,625
預 金 積 金 残 高	164,848,515	165,884,726	165,573,689	164,808,065	169,687,549
貸 出 金 残 高	86,103,234	84,059,441	80,876,259	80,563,460	80,148,661
有 価 証 券 残 高	34,057,910	35,562,227	35,234,626	34,083,928	35,775,053
総 資 産 額	182,731,076	188,663,731	180,758,654	177,100,250	181,156,903
純 資 産 額	11,578,630	11,461,626	10,896,439	11,127,970	10,285,292
自己資本比率(単体)	10.00%	10.16%	10.34%	10.34%	10.34%
出 資 総 額	3,502,936	3,530,798	3,578,257	3,604,049	3,618,081
出 資 総 口 数 (口)	5,305,873	5,361,596	5,456,515	5,508,098	5,536,163
出資に対する配当金	52,637	53,009	55,031	56,561	56,982
職 員 数 (人)	169	165	163	160	163

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。
2. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 自己資本比率(単体)については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則附則第2条第2項の規定により記載しております。

■ 粗利益

(単位:千円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
資 金 運 用 収 益	2,266,360	2,415,280
資 金 調 達 費 用	28,583	121,865
資 金 運 用 収 支	2,237,776	2,293,415
役 務 取 引 等 収 益	111,722	113,267
役 務 取 引 等 費 用	71,994	78,066
役 務 取 引 等 収 支	39,728	35,201
そ の 他 業 務 収 益	47,573	7,360
そ の 他 業 務 費 用	149,120	60,485
そ の 他 業 務 収 支	△ 101,546	△ 53,125
業 務 粗 利 益	2,175,958	2,275,491
業 務 粗 利 益 率	1.24%	1.31%

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

■ 業務純益

(単位:千円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
業 務 純 益	379,850	357,466

■ 経費の内訳

(単位:千円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
人 件 費	1,180,735	1,234,501
報 酬 給 与 手 当	956,657	969,449
退 職 給 付 費 用	51,688	91,728
そ の 他	172,389	173,323
物 件 費	591,492	608,621
事 務 費	240,854	247,528
固 定 資 産 費	135,966	147,169
事 業 費	60,491	53,247
人 事 厚 生 費	16,218	17,241
減 価 償 却 費	114,040	119,353
そ の 他	23,920	24,082
税 金	90,390	98,954
経 費 合 計	1,862,618	1,942,077

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
役 務 取 引 等 収 益	111,722	113,267
受 入 為 替 手 数 料	32,645	32,911
そ の 他 の 役 務 収 益	79,076	80,356
役 務 取 引 等 費 用	71,994	78,066
支 払 為 替 手 数 料	8,559	8,613
そ の 他 の 役 務 費 用	63,434	69,452

(注)千円未満は切り捨てて表示しております。

■ 受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
受 取 利 息 の 増 減	176,233	148,919
支 払 利 息 の 増 減	341	93,281

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平 均 残 高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	174,603 百万円	2,266,360 千円	1.29 %
	令和6年度	173,109	2,415,280	1.39
う ち 貸 出 金	令和5年度	80,370	1,611,187	2.00
	令和6年度	79,959	1,739,494	2.17
う ち 預 け 金	令和5年度	56,980	65,558	0.11
	令和6年度	56,230	109,602	0.19
う ち 有 価 証 券	令和5年度	36,180	533,436	1.47
	令和6年度	35,848	523,615	1.46
資 金 調 達 勘 定	令和5年度	168,441	28,583	0.01
	令和6年度	167,108	121,865	0.07
う ち 預 金 勘 定	令和5年度	165,671	27,552	0.01
	令和6年度	166,903	120,835	0.07
う ち 譲 渡 性 預 金	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和5年度	2,563	—	0.00
	令和6年度	—	—	—

(注) 1. 単位未満は切り捨てて表示しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高5年度2百万円、6年度2百万円を、それぞれ控除して表示しております。

■ 預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
預 貸 率 (末 残)	48.88	47.23
預 貸 率 (平 残)	48.51	47.90
預 証 率 (末 残)	20.68	21.08
預 証 率 (平 残)	21.83	21.47

■ 職員1人当たり預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
職 員 1 人 当 り 預 金 残 高	1,030	1,041
職 員 1 人 当 り 貸 出 金 残 高	503	491

■ 1店舗当り預金および貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
1 店 舗 当 り 預 金 残 高	10,300	10,605
1 店 舗 当 り 貸 出 金 残 高	5,035	5,009

■ 総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
総 資 産 経 常 利 益 率	0.19	0.21
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
資 金 運 用 利 回 (a)	1.29	1.39
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.10	1.22
資 金 利 鞘 (a - b)	0.19	0.17

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
国 債 等 債 券 売 却 益	33	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	13	7
そ の 他 業 務 収 益 合 計	47	7

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 有価証券・金銭の信託等の取得原価、時価、貸借対照表額および評価損益

(単位:百万円)

項 目	年 度	取得原価	時 価	貸借対照表額	評 価 損 益
有 価 証 券	売 買 目 的 有 価 証 券	令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—
	満 期 保 有 目 的 の 債 券	令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—
	子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	令和5年度	33,592	33,631	33,631
		令和6年度	36,402	35,322	35,322
	計	令和5年度	33,592	33,631	33,631
		令和6年度	36,402	35,322	35,322
金 銭 の 信 託		令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—
デ リ バ テ ィ ブ 等 商 品		令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 「その他有価証券」については、時価評価に換算した上で貸借対照表額としておりますので、評価損益は取得原価と貸借対照表額との差額。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

預金種目別平均残高

(単位:百万円・%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 座 預 金	3,244	1.9	2,732	1.6
普 通 預 金	64,611	39.0	65,735	39.4
通 知 預 金	170	0.1	153	0.1
定 期 預 金	87,652	52.9	88,859	53.2
定 期 積 金	9,746	5.9	9,168	5.5
そ の 他 預 金	245	0.2	253	0.2
合 計	165,671	100.0	166,903	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	137,894	83.7	141,039	83.1
法 人 そ の 他	26,914	16.3	28,648	16.9
一 般 法 人	23,881	14.5	25,633	15.1
金 融 機 関	2	0.0	15	0.0
公 金	3,029	1.8	2,999	1.8
合 計	164,808	100.0	169,687	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

定期積金契約状況

(単位:千円・%)

契約 期間	契 約 額		口 数		残 高			
	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	構 成 比	令和6年度末	構 成 比
1 年	2,198,982	2,114,539	5,968	5,636	1,138,406	11.6	1,141,723	13.5
2 年	1,122,885	1,126,582	1,938	1,907	563,637	5.7	554,402	6.6
3 年	3,742,202	3,545,513	4,355	4,099	1,947,943	20.0	1,756,316	20.8
4 年	352,736	323,255	301	279	177,530	1.8	178,019	2.1
5 年	13,345,827	12,167,957	7,666	6,761	5,951,299	60.9	4,812,570	57.0
合 計	20,762,634	19,277,848	20,228	18,682	9,778,815	100.0	8,443,030	100.0

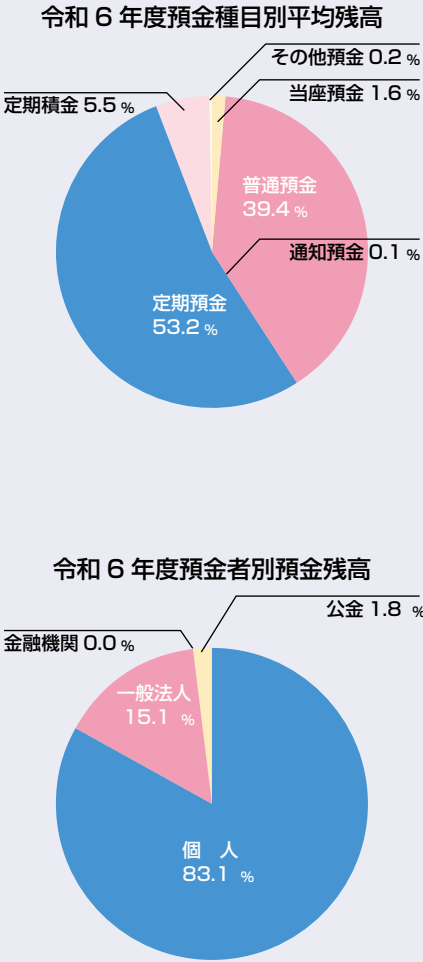
(注) 契約額・残高数値につきましては千円未満は切り捨てて表示しております。

固定・変動定期預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
固定金利定期預金	87,294	99.2	90,095	99.3
変動金利定期預金	3	0.0	3	0.0
そ の 他 の 区 分	680	0.8	616	0.7
合 計	87,979	100.0	90,715	100.0

(注) 1. その他区分の商品は期日指定定期預金であります。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。



■ 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	157	0.2	111	0.1
手 形 貸 付	2,105	2.6	2,445	3.1
証 書 貸 付	77,846	96.9	77,057	96.4
当 座 貸 越	260	0.3	344	0.4
合 計	80,370	100.0	79,959	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円・%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	5,726	7.1	4,843	6.0
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業・採 石 業 等	—	—	—	—
建 設 業	3,102	3.9	3,112	3.9
電気・ガス・熱供給・水道業	761	0.9	757	0.9
情 報 通 信 業	194	0.2	174	0.2
運 輸 業・郵 便 業	272	0.3	203	0.3
卸 売・小 売 業	4,029	5.0	4,304	5.4
金 融・保 険 業	0	0.0	0	0.0
不 動 産 業	38,331	47.6	38,363	47.9
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1,013	1.3	1,148	1.4
宿 泊 業	4	0.0	2	0.0
飲 食 業	1,803	2.2	1,816	2.3
生活関連サービス業・娯楽業	1,174	1.5	1,279	1.6
教 育・学 習 支 援 業	28	0.0	22	0.0
医 療、福 祉	235	0.3	223	0.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,526	3.2	2,137	2.7
そ の 他 の 産 業	10	0.0	17	0.0
小 計	59,208	73.5	58,400	72.9
地 方 公 共 団 体	15	0.0	13	0.0
個人(住宅・消費・納税資金等)	21,340	26.5	21,736	27.1
合 計	80,563	100.0	80,149	100.0

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 不動産業の内訳(貸出金残高)

(単位:百万円)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	先 数	金 額	先 数	金 額
取 引 業 (仲 介 業)	66	4,752	72	4,590
賃 貸 業	327	30,780	332	30,310
建 売 業	16	2,799	16	3,463

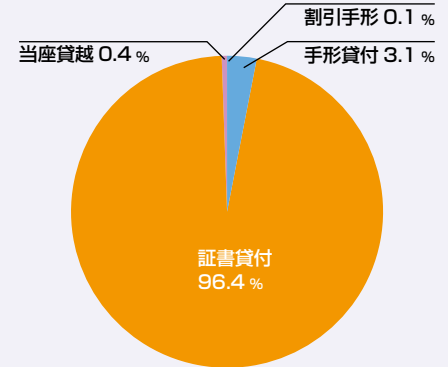
■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

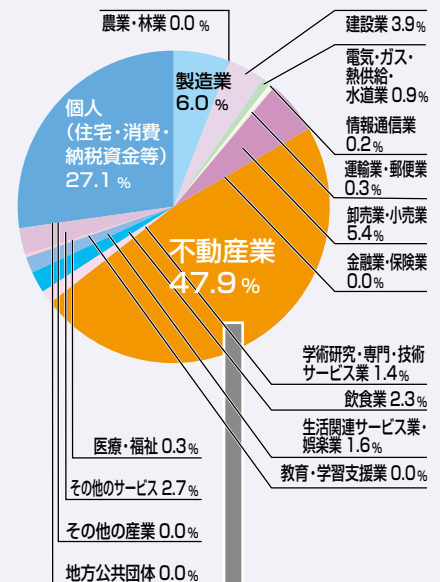
科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	15,467	19.2	14,982	18.7
設 備 資 金	65,095	80.8	65,165	81.3
合 計	80,563	100.0	80,148	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

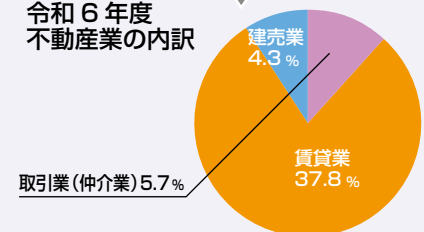
令和6年度貸出金種類別平均残高



令和6年度業種別貸出金残高状況



令和6年度不動産業の内訳



貸出金 1

固定・変動貸出金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
固 定 金 利 貸 出 金	13,655	16.9	16,833	21.0
変 動 金 利 貸 出 金	66,908	83.1	63,315	79.0
合 計	80,563	100.0	80,148	100.0

(注) 変動金利貸出金はすべて証書貸付であります。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
消 費 者 ロ ー ン	1,149	8.8	1,257	10.2
住 宅 ロ ー ン	11,872	91.2	11,094	89.8
合 計	13,021	100.0	12,351	100.0

貸出金担保別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 組 合 預 金 積 金	418	0.5	402	0.5
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	68,652	85.2	68,156	85.0
そ の 他	—	—	—	—
小 計	69,071	85.7	68,558	85.5
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	7,020	8.7	6,435	8.0
保 証	696	0.9	1,309	1.6
信 用	3,775	4.7	3,844	4.8
合 計	80,563	100.0	80,148	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

債務保証見返額担保残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 組 合 預 金 積 金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	43	95.6	37	97.4
そ の 他	—	—	—	—
小 計	43	95.6	37	97.4
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—	—	—
保 証	0	0.0	0	0.0
信 用	2	4.4	1	2.6
合 計	45	100.0	38	100.0

(注) 百万円単位未満は切り捨てて表示しています。

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	45	38
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日本政策金融公庫(中小企業事業部)	—	—
日本政策金融公庫(国民生活事業部)	—	—
住 宅 金 融 支 援 機 構	5	3
年 金 資 金 運 用 基 金	—	—
雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構	—	—
社 会 福 祉 ・ 医 療 事 業 団	—	—
そ の 他	—	—
合 計	50	41

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円・%)

区 分			令和5年度		令和6年度	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
国	債		100	0.3	99	0.3
地 方	債		4,250	11.8	3,851	10.7
社	債		25,025	69.2	26,619	74.3
株	式		527	1.5	453	1.3
外 国 証	券		1,058	2.9	799	2.2
そ の 他 の 証	券		5,218	14.4	4,024	11.2
合	計		36,180	100.0	35,848	100.0

(注) 1. 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類		年 度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以上	合 計
国	債	令和5年度	—	—	108	—	108
		令和6年度	—	—	103	—	103
地 方	債	令和5年度	124	889	1,244	1,457	3,716
		令和6年度	124	1,082	990	1,143	3,341
短 期 社	債	令和5年度	—	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—	—
社	債	令和5年度	2,506	8,032	8,567	5,263	24,369
		令和6年度	3,595	7,188	11,266	4,775	26,827
株	式	令和5年度	561	—	—	—	561
		令和6年度	452	—	—	—	452
外 国 証	券	令和5年度	—	796	—	—	796
		令和6年度	100	692	—	—	792
そ の 他 の 証	券	令和5年度	4,530	—	—	—	4,530
		令和6年度	4,258	—	—	—	4,258
合	計	令和5年度	7,723	9,717	9,921	6,721	34,083
		令和6年度	8,531	8,963	12,360	5,919	35,775

(注) 1. 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
国 債 ・ そ の 他 公 共 債	—	—

■ 内国為替取扱実績

(単位:件・百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	66,900	60,044	69,910	68,354
	他の金融機関から	138,196	57,979	139,979	67,733
代 金 取 立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

(注) 金額につきましては百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目		令和5年度		令和6年度	
		期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金		769	△ 30	701	△ 68
個 別 貸 倒 引 当 金		332	△ 1	335	3
貸 倒 引 当 金 合 計		1,102	△ 31	1,037	△ 65

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

リスク管理債権

■ 協金法開示債権(リスク管理債権) 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・ 保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)= (B)+(C)	保全率 (%) (D)÷(A)	貸倒引当率 (%) (C)÷ (A-B)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	5年度	409	277	132	409	100.00	100.00
	6年度	506	343	163	506	100.00	100.00
危 険 債 権	5年度	1,731	1,397	200	1,597	92.25	60.06
	6年度	1,526	1,238	172	1,411	92.46	60.06
要 管 理 債 権	5年度	439	398	18	417	94.98	43.90
	6年度	69	67	1	69	100.00	100.00
3 ヲ月 以 上 延 滞 債 権	5年度	0	0	0	0	—	—
	6年度	0	0	0	0	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	5年度	439	398	18	417	94.98	43.90
	6年度	69	67	1	69	100.00	100.00
小 計	5年度	2,579	2,073	350	2,424	93.98	69.16
	6年度	2,102	1,650	337	1,987	94.52	74.55
正 常 債 権	5年度	78,105					
	6年度	78,158					
合 計	5年度	80,684					
	6年度	80,261					

- (注) 1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 4.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記4を除く)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。
- 8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 9.金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本およびリスク状況について 1

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	10,208,031	10,481,707
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,604,049	3,618,081
うち、利益剰余金の額	6,660,544	6,920,608
うち、外部流出予定額(△)	56,561	56,982
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	769,918	701,475
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	769,918	701,475
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,977,949	11,183,183
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29,526	25,724
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29,526	25,724
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	56,960	35,919
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	86,486	61,643
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,891,462	11,121,539
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	101,236,745	103,978,432
資産(オン・バランス)項目	101,170,861	103,917,805
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	△151,254
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	△151,254
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス等取引項目	65,884	60,627
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,034,437	3,573,323
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	105,271,182	107,551,755
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.34%	10.34%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁公示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 大口と信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額)(単位:千円)

11,121,539

3. 信用リスクに関する記載:(標準的手法採用組合等=1、基礎的内部格付手法採用組合等=2、先進的内部格付手法採用組合等=3)

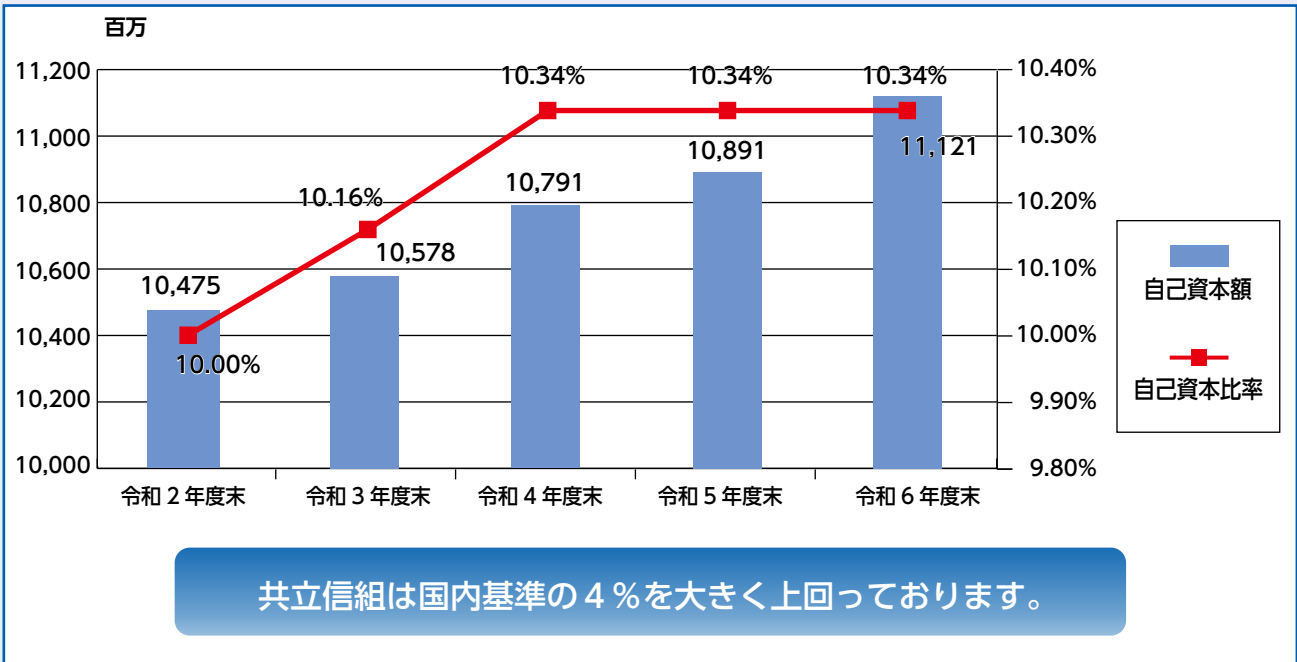
1

4. オペレーショナル・リスクに関する記載:(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

1

自己資本およびリスク状況について ①

■ 自己資本額と自己資本比率の推移



1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、地域の皆様からお預かりしている普通出資金と当組合が積み立てております各積立金、及び優先出資を消却したことにより振替られたその他出資金により構成されています。

■ 自己資本調達手段の概要

(単位:百万円)

発 行 主 体	共 立 信 用 組 合	共 立 信 用 組 合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資	その他の出資
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ た 額	1,918	1,700
配 当 率	3.00%	—
償 還 期 限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、令和6年度の自己資本比率は10.34%と経営の健全性を保持しております。

なお、積立金取崩による優先出資の消却を平成21年9月に行いのその他の出資金に振替えております。令和7年度は事業計画における収支の達成により、さらなる自己資本の充実を図ってまいります。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	101,236	4,049	103,978	4,159
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	101,236	4,049	104,128	4,165
1. ソブリン向け	712	28	705	28
2. 金融機関向け	11,447	457	11,924	476
第一種金融機関商品取引業者及び保険会社向け				
3. カバード・ボンド向け				
4. 法人向け	53,753	2,150	38,910	1,556
5. 中小企業等・個人向け	9,725	389		
6. 中堅中小企業等向け・個人向け			29,753	1,190
トランザクター向け				
7. 抵当権付住宅ローン	2,208	88		
8. 不動産取得等事業向け	12,796	511		
9. 不動産関連向け			11,011	440
自己居住用不動産等向け			3,863	154
賃貸用不動産向け			7,147	285
事業用不動産関連向け				
その他不動産関連向け				
ADC向け				
10. 劣後債権及びその他資産性証券等				
11. 三ヶ月以上延滞等	3	0		
12. 延滞等向け			1,633	65
13. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			122	4
14. 出資等	4,375	175		
出資等のエクスポージャー	4,375	175		
重要な出資のエクスポージャー				
15. 株式等			4,127	165
重要な出資のエクスポージャー				
17. 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			448	17
18. 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,072	42	1,072	42
19. その他	5,142	205	4,419	176
②証券化エクスポージャー				
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式				
マンドート方式				
蓋然性方式(250%)				
蓋然性方式(400%)				
フォールバック方式(1,250%)				
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 150	△ 6
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
⑦中央清算機関関連エクスポージャー				
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,034	161	3,573	142
BI				
BIC				
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	105,271	4,210	107,551	4,302

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 所要自己資本額はリスクアセット額の4%です。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
5. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
6. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
7. 「その他」とは、1.～18.に区分されないエクスポージャーです。具体的には全国信用組合連合会出資金、株式、その他資産が含まれます。
8. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
9. オペレーショナル・リスク(基礎的手法) $\frac{\text{粗利益(直近3年間の内、正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

3.信用リスクに関する事項

イ.信用リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少或いは消滅することによって損失を被るリスクをいいます。

信用リスクを管理することは組合資産の健全性を確保するうえで重要なものである、との認識のもと、当組合は与信業務を行なう際の基本的な判断指針・理念・規範等につき明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、リスクの把握と最善の対策を講ずることで、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定の実施による債務者区分、債権分類を始めとして、業種別・債務者別の与信集中状況に関するポートフォリオ管理、大口与信先に対する定期的現況把握など、様々な角度からの分析を継続しております。

以上一連の信用リスク管理の状況及び一定額を超える残高となる特定の融資案件等については融資部が主管部となり、各部構成員を加えた融資委員会で協議検討を行ない、更に常勤理事会に報告・諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」に基づき査定・分類された債務者区分毎の債権額或いは不保全額に対し、「償却・引当基準」に定める貸倒実績率算定手法に基づいた予想損失率を乗じて、一般貸倒引当金（正常先・要注意先・要管理先の各債権額総体に対するもの）・個別貸倒引当金（破綻懸念先は不保全部分に相当する第Ⅲ分類額に対するもの）。

なお実質破綻先・破綻先については不保全額となる第Ⅲ・Ⅳ分類額と同額の繰入を実施しております。）に仕分けて繰入額を算出しております。なお、貸倒引当金繰入額算出過程と算定結果についてはみのり監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスクウエイトの判定に使用する適格格付機関名

リスクウエイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。

- ①スタンダード&プアーズ ②ムーディーズ・ジャパン ③日本格付研究所 ④格付投資情報センター

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間）（単位:百万円）

業 種 区 分 期 間 区 分		エクスポージャー 区 分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヶ月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
				5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国	内	113,231	115,037	85,105	84,706	28,126	30,331			21	-
国	外	932	928	134	134	798	794			-	-
地 域 別 合 計		114,163	115,966	85,239	84,840	28,924	31,126			21	-
製 造 業		13,099	13,723	5,802	4,918	7,297	8,805			21	-
農 業、林 業		0	0	0	0	-	-			-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-			-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-			-	-
建 設 業		3,598	3,501	3,105	3,115	493	386			-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		3,934	4,241	762	758	3,172	3,483			-	-
情 報 通 信 業		366	864	195	175	171	689			-	-
運 輸 業、郵 便 業		3,758	4,456	301	233	3,457	4,223			-	-
卸 売・小 売 業		6,117	6,048	4,033	4,308	2,084	1,740			-	-
金 融・保 険 業		3,421	3,188	451	451	2,970	2,737			-	-
不 動 産 業		47,056	46,323	41,869	41,897	5,187	4,426			-	-
物 品 賃 貸 業		-	-	-	-	-	-			-	-
学術研究、専門・技術 サービス業		1,014	1,149	1,014	1,149	-	-			-	-
宿 泊 業		-	-	-	-	-	-			-	-
飲 食 業		1,803	1,819	1,803	1,819	-	-			-	-
生活関連サービス業、娯楽業		1,175	1,569	1,175	1,280	-	289			-	-
教 育、学 習 支 援 業		28	22	28	22	-	-			-	-
医 療、福 祉		235	223	235	223	-	-			-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,531	2,144	2,531	2,144	-	-			-	-
そ の 他 の 産 業		-	-	-	-	-	-			-	-
国・地公体等		4,108	4,382	18	38	4,090	4,344			-	-
個 人		21,407	21,795	21,407	21,795	-	-			-	-
そ の 他		506	511	506	511	-	-			-	-
業 種 別 合 計		114,163	115,966	85,239	84,840	28,924	31,126			21	-
1 年 以 下		6,291	7,362	3,661	3,632	2,630	3,730				
1 年 超 3 年 以 下		7,414	6,824	1,671	2,615	5,743	4,209				
3 年 超 5 年 以 下		7,332	9,082	3,797	3,913	3,535	5,169				
5 年 超 7 年 以 下		8,153	6,907	5,519	4,251	2,634	2,656				
7 年 超 10 年 以 下		12,908	15,197	5,361	5,174	7,547	10,023				
10 年 以 上		67,384	65,918	60,551	60,581	6,833	5,337				
期間の定めのないもの		4,679	4,674	4,679	4,674	-	-				
残 存 期 間 別 合 計		114,163	115,966	85,239	84,840	28,924	31,126				

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計です。

3. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーであります。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

5. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び日銀業種分類に基づく業種区分に分類することが困難なエクスポージャーであります。

6. 上記の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び期間に分類することが困難なエクスポージャーであります。

7. 事業性資金は各業種にて計上、それ以外の住宅資金等は個人に計上する形式を採っております。

8. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

9. 令和6年度 不動産業の内訳（貸出金・未収利息等総と信残高）

取引業（仲介業） 72先 4,593百万円、賃貸業 322先 30,332百万円、建売業 16先 3,465百万円

自己資本およびリスク状況について ②

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当 期	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			増 加 額	目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和5年度	800	769	－	800	769
	令和6年度	769	701	－	769	701
個 別 貸 倒 引 当 金	令和5年度	333	332	60	273	332
	令和6年度	332	335	3	329	335
合 計	令和5年度	1,134	1,102	60	1,073	1,102
	令和6年度	1,102	1,037	3	1,099	1,037

(注)百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

業 種 区 分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当期増加額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
(国 内)	333	332	332	335	60	3	273	329	332	335	－	－
(国 外)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(地 域 別 合 計)	333	332	332	335	60	3	273	329	332	335	－	－
製 造 業	57	55	55	31	2	3	55	52	55	31	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱 業 ・ 採 石 業 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	3	4	4	3	0	0	3	4	4	3	－	－
電気・ガス・熱供給、水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 ・ 郵 便 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸 売 ・ 小 売 業	55	75	75	84	5	0	50	75	75	84	－	－
金 融 ・ 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	95	91	91	92	0	0	95	91	91	92	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	8	5	5	7	0	0	8	5	5	7	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	3	7	7	31	0	0	3	7	7	31	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国 ・ 地 公 体 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	108	93	93	84	52	0	56	93	93	84	－	－
業 種 別 合 計	333	332	332	335	60	3	273	329	332	335	－	－

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

自己資本およびリスク状況について ②

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
1. 現 金	1,897	—	1,897	—	—	0
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	360	—	360	—	—	0
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	333	—	333	—	4	0
4. 国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	3,365	—	3,365	—	—	0
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
7. 国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	252	—	252	—	25	0
10. 地 方 三 公 社 向 け	189	—	189	—	37	0
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	59,623	—	59,623	—	11,924	0
12. カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	51,068	—	50,961	—	38,910	1
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	32,893	37	32,680	37	29,753	1
15. 不 動 産 関 連 向 け (うち自己居住用不動産等向け) (うち賃貸用不動産向け) (うち事業用不動産関連向け) (うちその他不動産関連向け) (うちADC向け)	13,353 5,161 8,192 — —	— — — — —	13,342 5,161 8,181 — —	— — — — —	11,011 3,863 7,147 — —	1 1 1 — —
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,251	—	1,251	—	1,633	1
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	122	—	122	—	122	1
19. 取 立 未 済 手 形	17	—	17	—	3	0
20. 信用保証協会等による保証付	6,405	—	6,384	—	638	0
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
22. 株 式 等	4,095	33	4,095	33	4,127	1
合計(信用リスク・アセットの額)					98,192	

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容である為、令和5年度については記載しておりません。
3. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
4. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)												
	令和6年度												
	0%	10%	20%	45%	50%	60%	75%	85%	100%	105%	150%	250%	合計
1. 現金	1,897	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,897
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	360
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	321	-	4	-	6	-	-	-	-	-	-	-	333
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	3,365	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,365
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 我が国の政府関係機関向け	-	252	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	252
10. 地方三公社向け	-	-	189	-	-	-	-	-	-	-	-	-	189
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	59,623	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,623
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	-	-	2,889	-	4,809	-	17,507	25,086	668	-	-	-	50,961
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	11,859	-	20,858	-	-	-	32,718
15. 不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け) (うち賃貸用不動産向け) (うち事業用不動産関連向け) (うちその他不動産関連向け) (うちADC向け)	-	-	-	-	-	4,869	5,161	-	-	1,647	1,664	-	13,342
	-	-	-	-	-	-	5,161	-	-	-	-	-	5,161
	-	-	-	-	-	4,869	-	-	-	1,647	1,664	-	8,181
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	31	-	-	-	424	-	795	-	1,251
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	122	-	-	-	122
19. 取立未済手形	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
20. 信用保証協会等による保証付	-	6,384	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,384
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	4,128	-	-	-	4,128
合計(信用リスク・アセットの額)	5,946	6,636	62,724	-	4,848	4,869	34,527	25,086	26,202	1,647	2,459	-	174,950

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容である為、令和5年度については記載しておりません。
3. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
4. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■ リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付あり	格付なし
0%	—	5,758
10%	—	7,126
20%	10,334	50,912
35%	—	6,331
50%	13,933	28
75%	—	13,261
100%	1,488	67,842
150%	—	0
250%	—	172
1250%	—	—
その他	—	—
合 計	25,756	151,434

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 格付は適格格付期間が関与しているものに限ります。
 3. エクスポージャーは信用リスク削減手法後のリスク・ウエイトに区分しています。
 4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

令和6年度				
告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	75,328	—	—	75,317
40%～70%	9,728	—	—	9,717
75%	34,692	37	100	34,518
80%	—	—	—	—
85%	25,194	—	—	25,086
90%～100%	26,180	33	100	26,202
105%～130%	1,647	—	—	1,647
150%	2,458	—	—	2,458
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 3. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金積金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識しております。

従って融資の取り上げ姿勢においては、担保または保証に必要以上に依存しないことを第一義としております。但し与信審査の結果、担保或いは保証が必要となる場合には、お客様に対し十分な説明を行い、ご理解を頂戴した上でご契約を頂くなど、適切な取り扱いに努めております。

当組合が取り扱う担保には自組合預金・積金、不動産、有価証券等、同じく保証には人的保証、信用保証協会保証、民間会社保証等が有り、何れもその手続については当組合が定める「貸付規程」「担保受入規程」等の事務手続書に基づき、適切な事務取り扱い及び適正な評価を行なっております。

また割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証等与信取引において、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲にて預金相殺を行なう場合があります。この際は、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める各種約定義及び上記事務手続書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当を致します。

なお、信用リスク削減手法のうち、当組合において適格担保として控除しているものは、「自組合正式担保預金・積金」のみとすることから、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中という問題は生じておりません。

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,305	471				

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(源資産)の価値に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。当組合では、直接、為替先物予約や債券先物取引等は行っておりませんが、余資運用規程に定める投資信託を保有しております。よって当該商品の運用対象として「派生商品取引」が内包されており、その運用状況は余資運用規程に基づき定期的に内容を検証しております。また当組合では、「長期決済期間取引」に該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は該当がありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは業務運営上可能な限り回避すべきリスクであります。当組合では「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク管理の区分を定め「オペレーショナル・リスク管理方針」「オペレーショナル・リスク管理規程」を整備し、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。特に、事務リスクについては本部・営業店が一体となり、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、業務水準の向上と不正事故の防止に努めております。また、苦情相談窓口における苦情に対する適切な処理、個人情報保護体制や説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。なお、リスク管理体制については「オペレーショナル・リスク管理委員会」で協議・検討するとともに、必要に応じてリスク管理常勤理事会に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資または株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要

当組合は「余資運用規程」、「余資資金取扱要領」に基づいた適正な運用管理を実施し、毎月の定期的牽制により適切なリスク管理に努めており、適宜に常勤理事会に報告する態勢となっております。当組合では全国信用協同組合連合会、(株)商工組合中央金庫、信組情報サービス(株)を業務上保有しております。

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	取得原価		貸借対照表計上額		評価差損	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
上場株式等エクスポージャー	4,166	3,977	4,639	4,258	473	280
それ以外のエクスポージャー	452	452	452	452	-	-
計	4,618	4,429	5,092	4,710	473	280

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	163	6
売却損	144	61
償却	0	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は該当がありません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は該当がありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,236	1,704	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,168	1,812
3	スラッパシフト				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大	1,236	1,704	1,168	1,812
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	10,891		11,121	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
2. 「銀行勘定における金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。
3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスクに関する事項は以下の通りとなります。
※ΔEVEとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
※ΔNIIとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。なお、金利がマイナス値となる場合は0%に補正しております。
※上方パラレルシフトとは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートにパラレルシフトに関する金利変動幅(ベシ・ポイント)を加える金利ショックをいいます。
※下方パラレルシフトとは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートにパラレルシフトに関する金利変動幅(ベシ・ポイント)にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。
(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定の平均満期は5年となっております。
(3) 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。
(4) 固定金利貸出の期限前償還及び定期性預金の期限前解約は金融庁が定める保守的な前提を用いております。
(5) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正の値を合算しております。
(6) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
(7) 内部モデルは使用していません。
(8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

地域貢献に関する情報開示(令和6年4月～令和7年3月)

令和7年3月末

当組合は、地域の皆様のご預金を地域の皆様にご融資し、共に地域の発展を目指しています。

■ 融資の内容

融 資 総 額	80,261百万円
制 度 融 資	6,435百万円



あなたの街のパートナー
共立信用組合

令和6年11月30日(土)開催のおおたオープンファクトリーでは本部、営業店の役職員計14名が7つの工場や拠点で受付や工場内への誘導などのお手伝いをさせていただきました。



令和6年6月8日(土)～9日(日)六郷神社祭礼では雑色支店職員計7名がお手伝い(前日の準備と当日の神輿巡行)、雑色支店駐車場を神所として提供いたしました。

当組合ホームページにてお取引先紹介をはじめとした信用組合業界の取組みが紹介されています。是非ご覧ください。



おかげさまで登録者数
10万人突破しました。

■ 地域行事等への参加

- 〈区〉
- ・おおたオープンファクトリーお手伝い(地域商店街)〈町内会〉
- ◆ 町内会・学校等
- ・機関誌広告掲載等
- ・イベントのお手伝い
- ・イベントに協賛品進呈
- ◆ 店舗内ホール等の提供
- ・無料法律相談会
- ・交通安全啓蒙の垂幕常設

■ 取引先支援

- ・おおた診断士協会との連携をはじめとする事業承継支援
- ・中小企業診断士同行相談等を含む経営改善支援の実施
- ・事業者様応援プロジェクト「MOTTAINAI みらい」



■ 利用者の利便性

〈ATMのご利用〉

- ・振り込み詐欺防止の喚起画面を表示しております。
- ・暗証番号の変更ができます。
- ・1日出金限度額の設定変更ができます。
- ・第二地銀、信金、信組、労金、ゆうちょ銀行との相互入金業務を取り扱っております。
- ・全台、視覚障がい者対応機種となっております。
- ・一部店舗ATMにて通帳繰越、通帳・カードの磁気再生ができるようになりました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

(中小企業の経営支援に関する取組方針)

当組合は中小企業の経営支援に関してライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み地域の発展に貢献してまいります。また、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的に自己評価を行う事により、中小企業のニーズ・課題を把握し、外部専門機関等との連携による経営支援に取り組んでまいります。

(中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況)

当組合は、各営業店あるいは融資部を窓口として中小企業の経営を支援する態勢を整備しており、平成25年2月1日に「経営革新等認定支援機関」として国から認定され、平成27年6月16日に「日本政策金融公庫」と業務連携を行い、平成29年1月23日には「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク」に加盟、その他「東京企業力強化連携会議(通称:元気・東京ネットワーク)」や「地域プラットフォーム」にも参加して経営支援等を通じて、地域内の経済活性化に寄与する態勢を整備しております。

また、中小企業の経営支援強化のため、当組合と共に「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク」に加盟している「一般社団法人東京大田中小企業診断士会」と令和6年7月26日付で業務連携・協力に関する覚書を締結、令和6年9月12日、当組合武蔵新田支店で「融資相談・補助金申請等経営に関する相談会」を一般社団法人東京大田中小企業診断士会と共催し、11社の相談を受け、相談員より事業者に対してアドバイス等を行いました。

**共立信用組合と東京大田中小企業診断士会が「業務連携・協力に関する覚書」を締結
～地域における補助金申請等の事業支援をより一層推進～**

共立信用組合（理事長 鈴木孝一）と一般社団法人東京大田中小企業診断士会（略称：おおた診断士会）（会長 並木政之）は、令和6年7月26日（金）、大田区を中心とした地域の事業者の皆さまを連携して支援するため、「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。

今般、覚書を締結することにより、「共立信用組合」と「おおた診断士会」は、連携関係の強化を図り、地域の事業者の皆さまに対して補助金・助成金等の申請、事業承継等の経営全般に「きめ細かな」サポートをしてまいります。

連携スキーム

あなたのパートナー
共立信用組合

- ★補助金等つなぎ資金
- ★事業承継
- ★創業計画・創業資金
- ★事業計画・事業資金
- ★各種制度融資



一般社団法人
東京大田中小企業診断士会
おおた診断士会

- ★補助金・助成金
- ★事業承継
- ★創業計画
- ★販路開拓
- ★雇用問題

- 情報交換・情報共有
- ワンストップ相談体制
- 相談会・セミナーの開催

(ガバナンスの強化)

当組合は、多くの組合員の意見を経営に反映し、組織の活性化を図るために組合員の中から「評議員」総勢120名の方を選出させて頂いております。令和6年7月3日評議員54名参加のもと、第16回評議員会を開催し、活発な意見交換の場を設けることができました。

ライフステージに応じた取組状況

創業期

創業・新規事業開拓の支援

当組合は、単独で創業等に関する支援を行うほか、必要に応じて日本政策金融公庫をはじめとする外部機関等と連携する態勢を整備しております。

- 令和6年度の創業・新規事業支援融資実施は以下の通りです。

当組合が関与した創業、第二創業の件数	創業件数 (単位:件)	6
	第二創業件数 (単位:件)	0

創業支援先数	①創業計画の策定支援	0	③政府系金融機関や創業支援機関の紹介	0
	②創業期の取引先への融資 (プロパー)	1	④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0
	②創業期の取引先への融資 (信用保証付き)	5		

成長期・安定期

成長段階における支援

ビジネスマッチングによる販路拡大のための支援のほか、事業拡大のための資金需要等については、事業実態、事業価値を把握したうえで、お申込の理由、効果を勘案して、資力の確認に基づく償還見通しがある場合には、信用貸付による融資取組みを検討させて頂いており、経営上の問題点課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案等の支援をしております。また必要に応じて外部機関と連携して支援しております。

- 令和6年度の経営改善提案・提言取組件数は以下の通りです。

経営改善提案・提言取組件数	16
---------------	----

(経営改善提案・提言取組事例)

1.経営上の問題点の要約	いまだコロナ以前の売上に戻らず、加えて原材料等の高騰により仕入資金が増加し、毎月の資金繰りに苦慮している先からの相談事例。
2.改善提案・支援内容の要約	新規運転資金の導入により仕入資金に対応した。返済額についても既存借入金と一本化した事で返済額を抑え、毎月の資金繰りの負担にならないよう配慮した。

地域密着型金融について ③

● 令和6年度の外部専門機関等活用して本業支援を実施した件数は以下の通りです。

外部専門機関等を活用して本業支援を行った取引先数	10
--------------------------	----

中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】

東京商工会議所主催（当組合、日本政策金融公庫、東京信用保証協会共催）による「中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】」を令和6年10月21日に開催して当組合は2社の融資相談を受けました。

ビジネスマッチング

令和6年10月30日、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、東京都信用組合協会共催による「2024しんくみ物産展」に当組合の取引企業2社が参加、出店して頂きました。

低迷期・再生期

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生・業種転換等の支援について、当組合は主に中小企業の代表者より入念にヒアリングを行ったうえで事業に関する問題点を共有し、解決に向けた経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。また、その後の事業等に関するモニタリングを行う中で事業再生や事業転換等の支援を行う場合には、当組合だけでなく、必要に応じて外部専門機関等の知見を活用して支援しております。

中小企業等金融円滑化法終了後の対応について

中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、引続き『地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨とした、きめ細かな金融等のサービスを通じて、地域中小・小規模企業の経済力の向上並びに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献する』との経営理念に照らし、当組合から融資を受けていらっしゃる地域中小・小規模企業者の皆様、住宅資金融資をご利用されている皆様において、お支払い頂いているご返済が困難になっている、または困難になりつつある場合に備えて、皆様からのご返済条件の変更申込、相談等を受ける窓口を各店舗に設け、真摯に且つ速やかに全役職員が一丸となって取り組んでおります。

● 貸付条件の変更等の申込対応件数は以下の通りです。

貸付条件の変更等の申込対応（平成21年12月4日～令和7年3月31日）					（単位：件）
	申込	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業者の場合	4,182	3,832	141	16	193
債務者が住宅資金借入者の場合	439	380	27	1	31

ご返済等に関するご相談窓口

お 問 い 合 わ せ 場 所	共立信用組合 各お取引店舗の 『ご返済等に関する相談窓口』
受 付 日	当組合の営業日
受 付 時 間	午前9時から午後3時

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

● 令和6年度の「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況は以下の通りです。

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	252	229
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.74%	42.25%
保証契約を解除した件数	15	1
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0	0

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	法人運転資金の申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込法人の財務内容が、3期連続黒字決算で資金額に対し十分なキャッシュフローを有していることから、経営者保証を求めず新規与信した。

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	賃貸用建物購入資金の融資申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込人は十分な資産・収益力において、返済持続可能と判断し経営者保証を求めず新規与信した。



ディスクロージャー誌はホームページでもご覧いただけます。
<https://www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/>



上記QRコードより当組合ホームページへ直接アクセスできます。

報酬体系について

1.対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する支払総額

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	56	70
監 事	12	17
合 計	68	87

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は理事10名、監事3名です。

注3. 使用人兼務役員5名の使用人分の報酬は36百万円です。

注4. 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

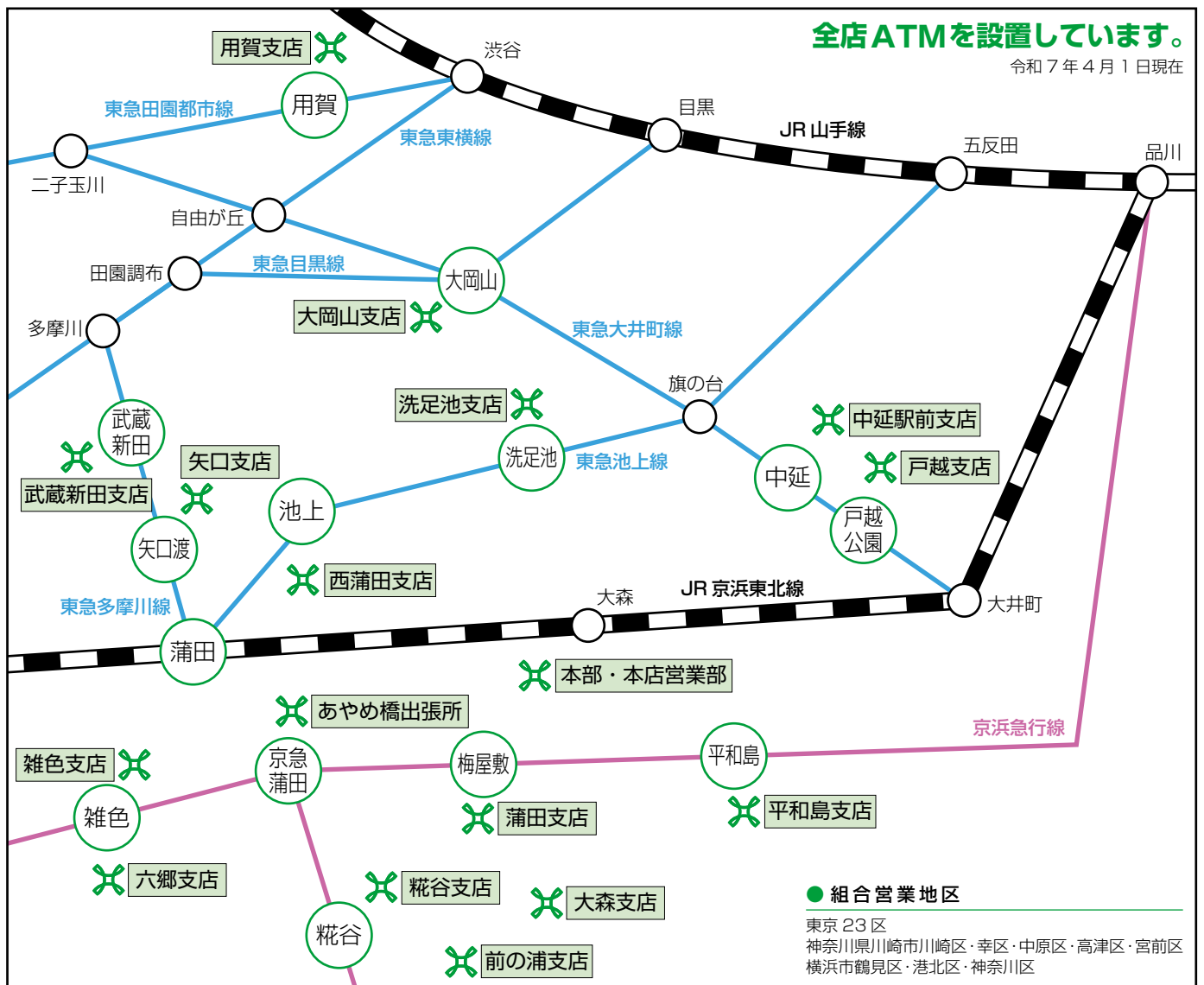
なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



店 名	郵便番号	住 所	電 話	ATM 設置状況
本 店 営 業 部	143-0015	東京都 大田区 大森西 1-7-2	03-3762-7771	ATM 2 台
矢 口 支 店	146-0095	東京都 大田区 多摩川 1-9-11	03-3759-6206	ATM 1 台
糀 谷 支 店	144-0034	東京都 大田区 西糀谷 3-7-1	03-3741-4191	ATM 2 台
洗 足 池 支 店	145-0065	東京都 大田区 東雪谷 1-1-4	03-3720-2131	ATM 1 台
大 岡 山 支 店	145-0062	東京都 大田区 北千束 3-28-16	03-3726-0151	ATM 1 台
中 延 駅 前 支 店	142-0052	東京都 品川区 東中延 2-10-12	03-3783-6481	ATM 1 台
用 賀 支 店	158-0097	東京都 世田谷区 用賀 3-14-3	03-3700-1777	ATM 1 台
六 郷 支 店	144-0046	東京都 大田区 東六郷 2-8-22	03-3736-2201	ATM 1 台
蒲 田 支 店	144-0031	東京都 大田区 東蒲田 1-2-7	03-3733-4514	ATM 1 台
武 蔵 新 田 支 店	146-0093	東京都 大田区 矢口 1-16-16	03-3756-2811	ATM 1 台
戸 越 支 店	142-0041	東京都 品川区 戸越 5-4-3	03-3783-8211	ATM 1 台
西 蒲 田 支 店	144-0051	東京都 大田区 西蒲田 2-11-8	03-3754-4611	ATM 1 台
雑 色 支 店	144-0055	東京都 大田区 仲六郷 1-29-5	03-3732-5611	ATM 1 台
大 森 支 店	143-0012	東京都 大田区 大森東 4-19-6	03-3763-0271	ATM 2 台
平 和 島 支 店	143-0016	東京都 大田区 大森北 6-28-1	03-3765-8211	ATM 2 台
前 の 浦 支 店	143-0013	東京都 大田区 大森南 3-29-13	03-3741-7011	ATM 1 台
あやめ橋出張所	144-0052	東京都 大田区 蒲田 1-18-6	—	ATM 1 台

ATMは土・日・祝日も稼働しています。

役員一覧・組織図

役員一覧

令和7年4月1日現在



代表理事会長
田中 教夫



代表理事理事長
鈴木 孝一



常務理事
浦沼 弘次



常務理事
渡辺 哲也



常勤理事
久我 稔



常勤理事
久保田 晃



常勤理事
宮代 雄一郎



非常勤理事
小田川 幸生(※)



非常勤理事
石井 良成(※)



常勤監事
鈴木 秀夫



非常勤監事
松下 素久

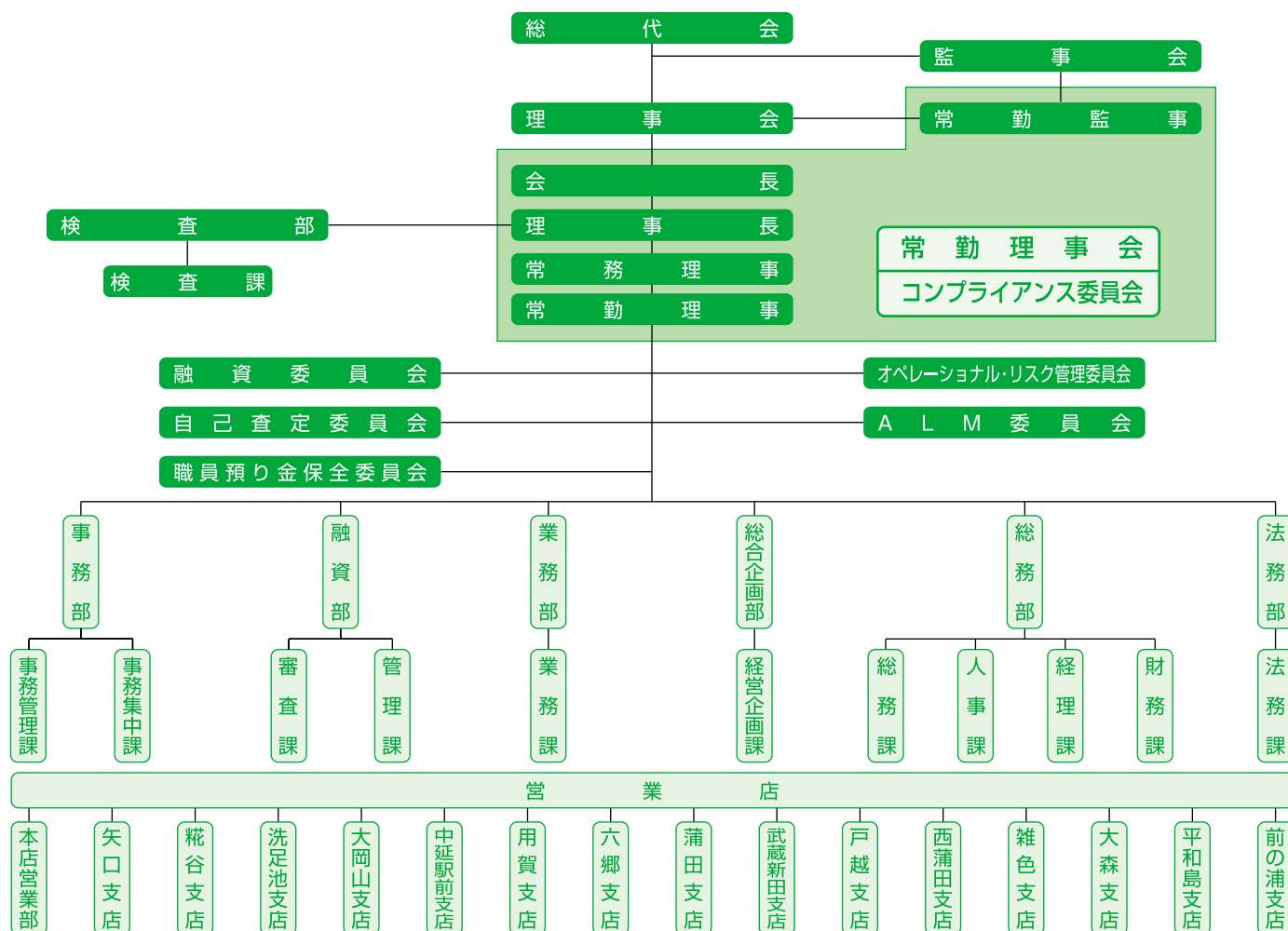


員外非常勤監事
岡林 知幸

○当組合は、職員出身者以外の理事2名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組織図

令和 7 年 4 月 1 日現在



＊印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」・☆印は「金融再生法」に基づく法定開示項目です。

■ごあいさつ..... 2

【概況・組織】

1. 事業方針(経営理念・方針・環境).....	3
2. 事業の組織*.....	44
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*.....	44
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*.....	43
5. 自動機器設置状況.....	43
6. 地区一覧.....	43
7. 組合員数.....	4
8. 子会社の状況.....	該当ナシ

【主要事業内容】

9. 主要な事業の内容*.....	15,16
-------------------	-------

【業務に関する事項】

10. 事業の概況*.....	4
11. 経常収益*.....	21
12. 業務純益.....	21
13. 経常利益(損失)*.....	21
14. 当期純利益(損失)*.....	21
15. 出資総額、出資総口数*.....	21
16. 純資産額*.....	21
17. 総資産額*.....	21
18. 預金積金残高*.....	21
19. 貸出金残高*.....	21
20. 有価証券残高*.....	21
21. 単体自己資本比率*.....	21
22. 出資配当金*.....	21
23. 職員数*.....	21

【主要業務に関する指標】

24. 業務粗利益および業務粗利益率*.....	21
25. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支*.....	21
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*.....	22,23
27. 受取利息、支払利息の増減*.....	22
28. 役務取引の状況.....	22
29. その他業務収益の内訳.....	23
30. 経費の内訳.....	21
31. 総資産経常利益率*.....	23
32. 総資産当期純利益率*.....	23

【預金に関する指標】

33. 預金種目別平均残高*.....	24
34. 預金者別預金残高.....	24
35. 財形貯蓄残高.....	24
36. 職員1人当り預金残高.....	22
37. 1店舗当り預金残高.....	23
38. 定期積金契約状況.....	24
39. 固定・変動定期預金残高*.....	24

【自己資本およびリスク状況について】

40. 定性面について*	
1. 自己資本調達手段の概要.....	30
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要.....	31
3. 信用リスクに関する事項.....	32,33,34,35
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	35
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要.....	35
6. 証券化エクスポージャーに関する事項.....	36
7. オペレーショナル・リスクに関する事項.....	36
8. 銀行勘定における出資または株式等エクスポージャーに 関するリスク管理方針および手続きの概要.....	36
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項.....	36

41. 定量面について*

1. 自己資本の充実度に関する事項.....	31
2. 信用リスクに関する事項.....	32,33
3. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー.....	35
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要.....	35
5. 証券化エクスポージャーに関する事項.....	36
6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項.....	36
7. 銀行勘定における金利リスクに関する事項.....	36

【貸出金等に関する指標】

42. 貸出金種類別平均残高*.....	25
43. 債務保証見返額担保残高*.....	26
44. 貸出金担保の種類別残高*.....	26
45. 貸出金使途別残高*.....	25
46. 貸出金業種別残高・構成比*.....	25
47. 不動産業の内訳.....	25
48. 預貸率(期末・期中平均)*.....	22
49. 固定・変動貸出金残高*.....	26
50. 消費者ローン・住宅ローン残高.....	26
51. 代理貸付残高の内訳.....	26
52. 職員1人当り貸出金残高.....	22
53. 1店舗当り貸出金残高.....	23

【有価証券に関する指標】

54. 商品有価証券の種類別平均残高*.....	取扱ナシ
55. 有価証券の種類別平均残高*.....	27
56. 有価証券の種類別・残存期間別残高*.....	27
57. 預証率(期末・期中平均)*.....	22

【経営管理体制に関する事項】

58. リスク管理の体制*.....	5
59. 法令遵守の体制*.....	4
60. 個人情報の保護.....	6,7
61. 当組合のマネーロンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針について.....	8
62. 苦情処理処置及び紛争解決処理措置の内容*.....	9

【財産の状況】

63. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*.....	17,18,19,20
64. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*.....	28
(1)破綻先債権	
(2)延滞債権	
(3)3ヵ月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	
65. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ☆.....	28
66. 自己資本充実状況(自己資本比率明細)*.....	29
67. 有価証券、金銭の信託等の評価*.....	23
68. 外貨建資産残高.....	取扱ナシ
69. オフバランス取引の状況.....	取扱ナシ
70. 先物取引の時価情報.....	取扱ナシ
71. オプション取引の時価情報.....	取扱ナシ
72. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*.....	27
73. 貸出金償却の額*.....	27
74. 会計監査人による監査*.....	17

【その他の業務】

75. 内国為替取扱実績.....	27
76. 外国為替取扱実績.....	取扱ナシ
77. 公共債窓販実績.....	27
78. 公共債引受額.....	取扱ナシ
79. 手数料一覧.....	16

【その他】

80. トピックス.....	11
81. 当組合の行事など.....	12
82. 地域密着型金融について.....	38~41
83. 総代会.....	13
84. 沿革・あゆみ.....	10
85. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性の確認.....	17
86. 報酬体系について.....	42

キャッシュカード詐欺の被害が多発しています。 ご注意ください。

警察・金融庁・金融機関を名乗り電話があっても、
暗証番号を教えないでください。カードを渡さないでください。

それは詐欺です！

ご不審な場合は、最寄りの警察や交番、お取引店にお問い合わせください。

詐欺・偽造・盗難キャッシュカードによる被害に、 遭わないため、以下の点にご注意ください。

- 当組合の職員や警察官等が、電話等で、暗証番号を聞くことはありません。
- 他人にキャッシュカードを渡さないでください。
- 暗証番号は、生年月日・住所・電話番号・自動車等のナンバーなど、他人に類推されやすい番号は使わないでください。
- 暗証番号をキャッシュカードに書き込まないでください。
また暗証番号とすぐ分かるようなメモ等を、キャッシュカードと一緒に保管又は保持しないでください。

口座を売ったり貸したりする事は、法律で禁止されています。

口座を売る側・買う側・譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律により禁止されています。自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座等に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。

緊急連絡先 | 受付時間・電話番号

曜 日	平日（月曜日～金曜日）		土・日・祝日
受付時間帯	8:45 ～ 17:30	左記以外の時間	終日24時間
連絡先名称 電話番号	各お取引店 各お取引店電話番号 P.43 参照	信組ATMセンター 047-498-0151	信組ATMセンター 047-498-0151

あなたの街のパートナー



共立信用組合

〒143-0015 東京都大田区大森西 1-7-2

E-mail honbu-00@dp.u-netsurf.ne.jp

<https://www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/>